



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	芸北一山村の家族と親族：山廻嘉作の生涯
Author(s)	米村，昭二
Citation	北海道大學文學部紀要，30(2)，225-307
Issue Date	1982-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33459
Type	departmental bulletin paper
File Information	30-50_P225-307.pdf



芸北一山村の家族と親族

—— 山廻やまわり嘉作の生涯 ——

米
村
昭
二

芸北一山村の家族と親族

—— 山廻やもり嘉作の生涯 ——

米 村 昭 二

△目次△

はじめに

一、調査地の歴史と現況

二、山廻嘉作の生涯

1 雲耕時代 (以上本号)

2 政所時代

(1) 戦前、戦時

(2) 戦 後

はじめに

家族史研究は、いま、一つの新しい大きなうねりとして世界に拡がっている。わが国で、一八九〇年、「家族史研

北大文学部紀要

究」が刊行されたのは、その一つの流れであった。また、アメリカでも、一九七六年、『家族史ジャーナル』(Journal of Family History)が発行され、優れた研究成果を公けにしている。ショーターのときは、正否は別として『近代家族の形成』(The Making of the Modern Family, 1970)のなかで従来の家族社会学をマスのプロの「家族社会学産業」と揶揄してさえいる。たしかに重厚な研究も多くフィリップ・グレヴンの『四世代』(Four Generations, 1970)は、その代表例である。

いうまでもなく、このパイオニアは、一九六〇年代におけるピーター・ラスレットを中心とするケンブリッジ・グループであり、震源地は、その人口史、社会構造史研究にあった。かつて、アメリカの社会学者ホマンズによって大きな波紋を投げかけられたイギリス史学が、逆にうねり返した訳である。それだけではない。今後、社会諸科学、とくに社会学、社会人類学の提起した問題を新しい史実とコンピさせることによって、総合的な、優れた成果があることが期待されているのである。

しかし、アラン・マックファレーンが指摘するごとく問題もあった。一つは、統計的事実の追求のうちに、人間個々とその生き方が見失われる傾向が出ていること、いま一つには、人間生活の物質的、外面的側面、つまり過去の物質的側面に偏向していることである。もちろん、それには史料が少ないことにも原因がある。だが、マックファレーンは、この失われたバランスを回復すべく、あえてこの課題に取り組み、個人日記を原典に即して丹念に分析し、その成果を『ラルフ・ジョセリンの家族生活——一七世紀の牧師』(The Family Life of Ralph Josselin, 1970)と題して公刊している。副題には「歴史人類学における一エッセー」と記されているが、社会人類学的、社会学的概念をポジティブに歴史に適用した別著『チューダー・ステュアート期における呪術』(Witchcraft in Tudor and

Stuart England, 1970)、『イギリス個人主義の起源』(The Origin of English Individualism, 1978)に比肩できる優れた研究であった。

その際、ここでもアラン・マックファーレンは、人類学者ロバート・レッドフィールドの主張——パラフレーズすると、研究者が、例えば地位・役割を口にするとき、その一方では、自分達が作り上げた仕組みの世界に滑り込み、現実の地位を規定し、役割を果たす人々の考えや感情から遊離している。しかし、この考えや思いこそ、リアルで本源的な素材であり、色々な問題が現実にかかるのもここであるとし、全体を記述する伝記的アプローチの必要性を説く——をサポートして、分析を進めている。

わが国でも、一八九〇年日本社会学会会長講演で、中野卓は、「社会学は人間の存在形態を把握することをその対象とし」、「人間の生活から単に社会的なものを抽象して、これを対象にしようとするのではなく、却って個人を対象とする。何となれば、人間・文化を具体的に、現実的に把握することは、その（Ⅱ社会関係）理解にとって、極めて必要であるからである」とする有賀説に依拠しつつ、個性あり自立した個人を経験科学的に取り上げることとこれまでの社会学は避けて来た」と批判する。ついで、「各個人は社会的に形成されて来た結果であると共に、どの時点の現在でも社会により規定されつつ、逆に主体的に社会を規定し返している存在である。このような個人についての研究は、彼らの現状にパーソナル・ライフ・ヒストリーを合せ考えるならば、社会学でも可能であり、社会学にとって不可欠でもある」とし、ライフヒストリーの重要性和必要性を強調している。すでに『口述の生活史』という実証もある。

本稿で、個人日記の分析に先立って、二人の先学の主張を取り上げたのは、その主張や分析視角に必ずしも全面的に賛意した訳ではない、また扱う資料も大きく違っている。だが、その心底に共鳴できるものが多く、論者自らの根

芸北一山村の家族と親族

底にある研究態度が略同じであるからにはかならない。論者は、本稿で取り上げる広島県芸北町政所のほかに、岡山県勝央町下町川、石川県柳田村鴨川ですでに村落構造の分析を済ませ、日記を入手しており、本年研究を予定している北海道栗沢村砺波についても、すでに優れたモノグラフがある。したがって、個人日記を取り上げる目的は、一つは、この村落構造とのかかわりのなかにおいて、そこで生涯を過した個人のライフヒストリーを時代的、社会的背景に照らして説明すると同時に、それを通して家と村落構造の分析を深め、あわせて、日本農村の社会的特質は何であったかを、再検討してみたいこと、第二に、事例家族におけるライフ・ステージの進展に応じて、家族員がどのようにエスタブリッシュされたか、また、同族、親類、近隣とのかかわりがどのように変化していったかを究明したいこと、そして最後に、政所、雲耕、鴨川、砺波が、門徒の村であることから、真宗が信徒個人はもとより、家族、村落とどのように関係し、どう規定していたかを、できることなら解明したいこと、以上の三点である。

もちろん、論者の力にも限界もあるが、日記自体も客観的で短い記述であり、ことに砺波の場合、一日一行日記であったり、あるいは、本稿のごとく、ファミリー・ステージの設定が家族構成上できなかったりして、個々の事例家族の特性に即応した分析を行わざるをえなかったが、所期の目的に沿うべく努力したつもりである。

さて、本稿で取り上げる山廻（旧姓、豊田）嘉作氏（以下敬称略）は、獣医で、村収入役、助役を歴任したキャリアの持ち主で、明治三七年から昭和四四年までの間、山口獣医学校在学期間、県庁勤務、一年志願入営で都合五年間（明治三八年―同四二年）郷里を出ていたことや、年によっては空白部分が多く分析できない年もあるが、幸い完全な形で日記が保存されている。したがって、以下では、はじめに調査地の現況と歴史について触れ、次に、嘉作の生涯を大正一五年、政所の山廻家への養子入りを境に、豊田嘉作として生まれ育った雲耕時代と、山廻嘉作として最出

発し、昭和四四年一月一日生涯を閉じた政所時代とに分け、さらに後者を戦前、戦時と戦後に時代区分して、分析を進めることにしたい。

なお、後嗣山廻盛人氏の御好意によって、日記の拝覧、分析が許され、その上、分析に際して献身的な協力を戴き、実名で記することを許された。それがあってはじめて成稿できたことを最初に心から感謝しておきたい。

一、調査地の歴史と現況

雄鹿原村は、広島県の西北端、島根県との県境に位置し、かつては雲耕、政所をはじめとする藩制期の六か村から成り、昭和三二年の町村合併で現在芸北町に入っている。広島からは、加計経由浜田行きが唯一つの交通機関で、それも三往復しかなく、所要時間も急行で二時間一五分である。もっとも、浜田からは一時間半であるが、これも三往復である。やはり交通の便は至って悪い。

ところで、嘉作が生れ育った、いわゆる雲耕は、「うずのう」といい、高地山村の面目を伝えて余りないが、県史は、「樸の方言ウツナ、一に移木又移名ともいう。ウツナフは蓋樸生なり」と説き、村人は、草分けの開祖七郎右衛門が、月星の影もみえない大深山に鹿狩りに来、少し雲がみえる見合いいい場所を開き、翌年定着した因縁から、この名があると伝えている。位置は、雄鹿原の東北部にあり、三方を山に囲まれ、わずかに東北に開けた細長い谷合の村である。道路は南側の山裾をS字型に湾曲して西北に延び、下、中両組の二二戸の家並がそれに沿い、その行きどまりに人目を避けるように上組（六戸）がある。村の入口からこの最奥部まで二キロメートル、歩いて二〇分はかか

る。もちろん、村の入口からは見えない。細長いといったのはこの意味においてである。他方、政所は、嘉作が晩年を過ごした臨終の地であるが、雲耕のやや東寄りの南隣りにあり、間に掛頭山の山裾を挟んでいる。家並は、この南面の山裾に沿って続き、谷合いの中央を走る水路沿いに水田が開けている。政所もまた典型的な谷合い村である。政所は、雄鹿原では便利な位置にあり、中心市街地から歩いて五分で行け、雲耕まで二〇分かるとかかなり近い。村名については、「往昔都ヨリ菅家何某当村へ留り給ヒシ故政所ト唱候由申伝候」(文政二年卯三月、「国郡志御用ニ付下志ラベ書出帖 政所村」)といい、由緒を誇っている。たしかに、村に入ると、いやでも目につく政所家や深井家の大きな作りや白亜の壁が、かつて村勢を思いのままに動かした旦那衆の在りし日の面影を偲ばせてくれる。しかし、一步奥に足を運ぶと近代設備の牛舎やサイロ、それにモダンな新築家屋が人目を惹き、新しい時代の息吹きを感じさせ、新旧のコントラストを際立たせている。いま、政所は大きく動いているといつてよい。

地勢は、中国山系に連なる臥竜山(一、二三三メートル)、掛頭山(一、一二六メートル)、大佐山(一、〇六九メートル)等が東南に傾斜して、雄鹿原を囲み、無数の澗流は、東流、あるいは南流して大佐川に合流し、滝山川に注いでいる。「重嶺深谷あげて数え難い」とは、村史の表現であるが、正鵠を射ている(『雄鹿原村史』以下村史と略す。昭和三二年刊 一頁)。昭和五五年(一九八〇年)現在、山林面積は、四、〇八五町八反二步で耕地面積二四三町七反九一畝二〇步(うち水田二〇八町五反六畝)の一六三倍に当たり、一戸平均にして一二町八反五畝である。これに対して、耕地は九反五畝にしかすぎない。もっとも、平坦部といっても標高は七〇〇メートルと高く、逆に平均気温は一〇・九度と低く、冬は長く、かつ厳しい。それに冷害や霜害がある。近年でも、昭和三八年の、いわゆる「三八豪雪」では、ヘリコプターの救援活動を仰いでおり、昨夏(一九八〇年)は、冷害のため収穫は六割減であった。

なお、「三八豪雪」について、雲耕の報徳社年次報告は、次の如く述べている。

昭和三八年は百幾十年ぶりの豪雪で積雪量五米も積ったと云われ、一月早々毎日毎日降り続けて、一月末から二月初旬が一番多かった。一月中頃から一月一杯は、家毎皆で毎日除雪した。二月中はこれといった仕事は何もできなかった。四月に入ってまだ雪は所によつては一メートルもあったので、老若相協力して苗代地を除雪したが日は経過するのみだった。

（関孝敏「過疎地域における山村の統一と再編成」広島修大論集二二―一九八一年、一五五頁）

かつての雄鹿原もまた厳しく、文政二年（一八二九年）の「奥山惣辻より書出帖」は、次のように記している。

一、草山相應に御座候得共土地柄悪しき所に御座候故^こ糶^こ力を以て五穀生長仕候に付他庄よりは格別糶^こ草多分に刈草入申候故^こ兎^こ角^こ糶^こ草不足勝に御座候、且つ、才乙、大利原、草安、土橋、奥原、刈屋形、荒神原、雲耕、西八幡原等の石見国接壤の村々は其村方地面高く石見国分の地形は卑く御座候故、石州境に近きは四、五丁より遠きは二十丁或は三十丁内外に御座候得共石州境の山々を引請村方は草山別して不自由にて大に困窮仕候

一、作物は稲作を重に仕候田方へ麦作等一切出来仕らず候畑方作物は春秋共霜降り厳しく御座候故凶作十七八分も御座候

一、暑氣至て薄く奥山大暑、中伏の頃氣候広島に較べ候得者秋分頃にも相当り可申か総て^{かた}惟子等着用仕候事は極暑の頃十日計りに過ぎ申間敷且又蚊帳等一切用い申さず候、二十ヶ年迄は蚊一足も居り申さず候処近年に至り稀に居り申候

一、寒氣至て厳しく年により立秋の頃より霜降り初め小満の頃まで降り申候、それ故畠作菓の類糶り申さざる事多く御座候、立冬頃より雪降り高山ならば明年五月中頃迄消え申さず平地は十月末つ方より雪降り積り毎年極月末正月初つ方雪少き村には五六尺多き在所は一丈二、三尺まで降り積り早く消へ申候所は春彼岸の頃漸く田面の雪消へ遅き所は三月土用の頃迄も田面に雪有之事も御座候存外大雪の年は苗代種蒔の妨にも相成申候、八幡原、雲耕、土橋、才乙等別して雪深く御座候

（村史 一〇五三―五四頁）

雄鹿原の厳しさは今も昔も変わらない訳である。急激な高度経済成長の波に洗われ、過疎化が急テンポであったの

芸北一山村の家族と親族

も一つの必然であり、ここ二〇年の間に七一戸が離村し、芸北町旧四か村のうちでは最大の減少率を結果している（表Ⅰ―1）。ただ、雲耕、政所は、四戸、三戸が離村したにとどまり、過疎化にそれなりの対応をしたことが分かる（表Ⅰ―2）。それにしても、二五・二パーセントの減少率は生活基盤の劣弱さを端的に表現している。そういうことも過言ではない。

さて、雄鹿原の歴史に関する最初の知見は、慶長六年（一六〇一年）の政所、荒神原、宮地、正保四年（一六七四年）の雲耕、中祖、橋山の畝数、石高と、同年の雲耕、宮地二村の各戸持高である（表Ⅰ―3）。雲耕では、表Ⅰ―4のごとく一町以上層が六戸と多く、七反―一町未満層も五戸を数えており、一三戸すべてが本百姓であることもあって、経営規模が比較的大きい。その点、五石―一〇石未満層が半数を占める宮地とは好対照的である（表Ⅰ―5）。ところが、三二年後の延宝七年になると、両極分解が顕著で下降化が目立ち、五反未満層が五戸を数え、他方一町五反―二町未満層も二戸ある。トップは一町八反を所有し、一三人を抱える庄屋の中河内で、作人一人を従えており、後年、旦那としてのプレステイジを恣にする隔絶した地位をすでに確なものにしていたことが分かる。また、明治期に中河内に次ぐ、ナシバー・ツの地位を保持する上河下も一町五反七畝、家族員九人を数え、うち二人は作人であり、本家のほかに小家二軒をもっていた。「差出帳」に本家のほかに小家二軒があるのは、こうした下人家族の住まいであったかと思われる。

荒神原では、零細化が一層著しく、一町五反八畝二三歩の一戸以外は、すべて一町未満（三〇戸）で、そのうち五反未満層が実に一四戸を占めている（表Ⅰ―6）。しかも、本家のほかに小家が九軒ある。小家については、宮地に延宝七年、「他に菅軒小家末年欠り、下男弥吉未年以後石州来原村へ参り候」（「差出帳」）とあり、また、享保五

表 I-1 芸北町における旧町村別戸数の変化

	1960 ⁽¹⁾	1970 ⁽²⁾	1980 ⁽³⁾	1960/1970	1970/1980	1960/1980
八幡	222	193	171 △	29(13.1) △	22(11.4) △	51(23.0)
雄鹿原	282	241	211 △	41(14.5) △	30(12.4) △	71(25.2)
中野	504	472	436 △	32(6.3) △	36(7.6) △	68(15.6)
美和	432	386	340 △	46(10.6) △	46(11.9) △	92(21.3)
計	1,440	1,292	1,158 △	148(10.3) △	134(10.4) △	282(19.6)

(注) (1)は農林省農林統計課資料 (2)(3)は役場資料 △はマイナスを示す

表 I-2 雄鹿原における集落別年次別戸数変化

	1960 ⁽¹⁾	1970 ⁽²⁾	1980 ⁽³⁾	1960/1970	1970/1980	1960/1980
雲耕	31(2)	29	27 △	2(6.5) △	2(6.9) △	4(12.9)
亀山	48(4)	41	35 △	7(14.6) △	6(14.6) △	13(27.1)
大元	23(6)	23	16		7(30.4) △	7(30.4)
政所	25(3)	22	22 △	3(12.0)		3(12.0)
中祖	58(23)	54	46 △	4(6.9) △	8(14.8) △	12(20.7)
荒神	48(11)	40	40 △	8(16.7)		8(16.7)
吉見坂	12(1)	7	5 △	5(41.7) △	2(28.6) △	7(58.3)
橋山	25(4)	15	12 △	10(40.0) △	3(20.0) △	13(52.0)
空城	12(1)	10	8 △	2(16.7) △	2(20.0) △	4(33.3)
計	282(55)	241	211 △	41(14.5) △	30(12.4) △	71(25.2)

(注) (1)は農林省農林統計課資料 (2)(3)は役場資料 △はマイナスを示す

表 I-3 時代別村落別耕地面積の変化

	荒神原	政所	宮地	雲耕	橋山	中祖
慶長6年 (1601)	町反畝歩 34.3.9.04	町反畝歩 12.2.1.18	町反畝歩 7.1.0.21			
正保3年 (1646)			7.1.0.21	町反畝歩 12.3.2.03	町反畝歩 10.6.1.08	町反畝歩 11.9.3.03
延宝7年 (1679)			7.1.0.21			
享保14年 (1729)					13.4.6.06	
寛政3年 (1791)						
文政2年 (1819)	34.2.9.14	12.2.1.18	7.1.0.21	12.4.6.21	13.4.6.06	11.9.3.03
嘉永3年 (1850)				12.4.6.21		
明治14年 (1881)	75.7.8.18	29.0.2.11	13.1.0.02	34.6.2.11	59.9.5.07	31.4.4.10
明治20年 (1887)	75.7.8.18	29.0.6.13	13.1.0.02	34.6.2.11	49.7.0.07	31.4.4.10

(注) 雄鹿原村史並に附録より作成

表1-1 山村の家族と親族

表1-4 雲耕における田畑所有高の変化

	正保3年 (1646)	延宝7年 (1679)	延享7年 (1850)	明治6年 (1873)	明治22年 (1889)	大正11年 (1922)	昭和22年 (1947)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)
1 反 未 満			6	1		3	1		
1 反~3 反 未 満		1	11	10	1	5	5		
3 反~5 反 未 満	1	4	7	9	2	4	4	2	2
5 反~7 反 未 満	1	7	5	6	3	6	1	4	} 9
7 反~1 町 未 満	6	4	4	7	7	5	3	8	
1 町~1町5反未満	5		1	1	10	7	9	6	9
1町5反~2 町 未 満	1	2		1	6	5	4	5	4
2 町~3 町 未 満					2	2	1	3	
3 町 以 上					1	1			
計	14	18	34	35	32	38	28	28	24

(註) 正保3年は「御地詰帳」、延宝7年は「差出帳」、延享7年は「牛馬改差出帳」、明治6年は「合等一筆書出帳」、大正11年は「林野整理資料」、昭和22年は山邊盛人氏資料、昭和50年、同55年は農業センサス、なお、本表作成については関孝敏論文(本文参照) 127頁を基礎に作成している。

年(一七二〇年)、「宮地村家人牛馬御改帳」に「八軒本家、五軒内^{三軒本家、二軒下人、一軒牛馬屋}三軒部屋

に対する小家であることが分かるが、隠居や次三男、下人家族が住んでいたかと思われる。また、中祖では、享保三年(一七一八年)、安左衛門(高一五石七斗八升四合)は、二軒の部屋をもっていたが、下人、下女二人がいたことから、あるいはこの二人が部屋住みしていたともとれる(「村史」六一一六二二頁)。いずれ、いつかは分家するも

のもあったが、無高層であることにかわりはなく、公私両面で、本家層に下屬していた。いわゆる小家層である。橋山村でも、享保元年（一七一六年）、高持百姓一三人に対して無高層四名、下人一名があり、うち六人は一人に仕え（「野山草山腰林帳」、七五年後の寛政三年「諸色指（差）出シ帳」に本家二九軒に対して小家が一六軒あり、九人が浮過であり、雲耕でも、小家層は、延宝七年の二戸が、二五年後の元禄一七年には六戸に増えていた。雄鹿原では、身分制は確固たるものがあったといえよう。

ところで、延宝七年以降、荒神原で明和九年（一七七二年）、二反六畝、享保一四年（一七二九年）、橋山で二町八反五畝三步が新開検地で打出されたほかは、近世末期まで、畝数、石高に変化がなく、コンスタントであった。これ

表1-5 宮地の土地所有高の変化

	正保4年 (1647)	宝暦7年 (1757)	文政3年 (1820)
0 ～ 1石		1	4
1石 ～ 3石	1	1	3
3石 ～ 5石	1	4	2
5石 ～ 7石	2	2	2
7石 ～ 10石	2	1	
10石 ～ 15石	2	2	2
15石 ～ 20石			1
計	8	11	14(2)

註) 正保4年「宮地村高ならし老人別帳」
宝暦7年「宮地村水帳」
文政3年「宮地村御知行所水帳」

表1-6 荒神原土地所有高の変化

	延宝7年 (1679)	文政3年 (1820)
1反未満	0	28
1反 ～ 3反	3	15
3反 ～ 5反	11	12
5反 ～ 7反	10	5
7反 ～ 1町	8	1
1町 ～ 1.5町	0	2
1.5町 ～ 2町	1	0
計	33(1)	63
	延宝7年 (1679)	文政3年 (1820)
1石未満	1	31
1石 ～ 3石	10	19
3石 ～ 5石	15	9
5石 ～ 7石	4	2
7石 ～ 10石	3	2
10石 ～ 15石	1	0
15石 ～ 20石	0	0
計	34	63

註) (1)は不明
延宝7年「荒神原村差出帳」
文政3年「荒神原村水帳」

表1-7 村別時代別戸口の変化

	荒神原		政 所		宮 地		雲 耕		橋 山		中 祖	
	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人
延宝7年(1679)	55	170					20	105				
貞享元年(1684)					9	44						
元禄17年(1704)							23					
正徳4年(1714)	52	193										
享保5年(1720)	67	185			13	52						
宝暦元年(1750)					13	36	25					
寛政3年(1791)									35	240		
寛政6年(1794)							38					
文政2年(1819)	81	392	29	163	13	46	38	216	56	279	38	238
明治14年(1881)	86	360	26	116	13	47	38	192	123	327	40	213

註) 正保3年 「雲耕村御地詰帳」、延宝7年「荒神原村差出帳」、正徳4年「荒神原村帳面受取りかへ諸色指出し帳」、享保5年 荒神原、宮地とも「家人牛馬御改帳」、宝暦元年「宮地村諸色御改帳」、寛政3年「橋山村諸色指出し帳」、寛政6年「雲耕村家人牛馬御改帳」、文政2年 各村とも「国郡誌御用ニ附御志らべ書出帖」、明治14年「共民政表」

に対し戸口は、表1-7のごとくどの村も二倍前後に増加している。そのため、農民層分解、なかでも下降化が、荒神原、宮地、雲耕で、急速に進展した。荒神原はその典型である。享保五年(一七二〇年)は大饑饉後であるが、総戸数六五戸のうち、一戸が一三石八斗一升一合の石高をもつほかは、すべて一〇石にみたく、七石、六石層がそれぞれ二戸ある位で、二石未満が四四戸を占め、しかも、そのうちの三一名が一石未満であり、それでいて、いずれも本百姓に取立てられている。下人層も、同年には五〇人(うち四人が小家住であった)に倍増し、さらに、小家住一二戸(八戸部屋、四戸下人家)のほかに、新たに無高浮世過が三戸(一〇人)加わり、その後、寛政四年(一七九二年)には一七人を数えている。その前年の三年には、一町以上層が三戸を数えているが、享保五年に比べ零細百姓が大きく増加していることと並行して浮世層もまた増えているのである。無地浮世過が、史料に最初に出るのは元禄一七年(一七〇四年)の「雲耕村差出帳」で、「無高浮世過

表 I-8 雲耕村本家、小家、浮過別家数の変化

	本百姓	本 家	小 家	浮(世)過	計
正保 3 年(1646)	13				13
延宝 7 年(1699)	18		2		20
元禄 17 年(1704)		17	6		23
宝暦元年(1751)	22			3	25
寛政 6 年(1794)	33※			6	39
文政 2 年(1819)	31※			7	38
嘉永 3 年(1850)	32※			2	34

註) 嘉永 3 年は「雲耕村差出帳」以外は表 I-7 に同じ。

※では百姓とのみ記載されている

三軒」とあり、うち二戸は小家に住んでいた。当時雲耕も下降化現象が顕著で、延宝七年の五反未満層五戸が凡そ一五〇年後の嘉永三年に二四戸に増えていたのである。ところが、宝暦元年（一七五五年）からは、小家の名称が消え、本家、浮過のみとなり、文政二年（一八一九年）には、七戸にも達している（表 I-8）。また同年には、橋山

に一一戸、中祖に七戸、政所に四戸、そして宮地に二戸浮過が存在していた。

小家層は、例えば、雲耕では嘉永四年（一八五一年）に隠居、坂根部屋とあった屋号の本百姓があり、荒神原の岡田も、宝暦から文化年間にかけて三戸の血縁分家を出しており、隠居分家や次三男分家の形で分れ、本百姓に取立てられたかと思われる。文久三年、政所村でも宮崎出家（分家・別家のこと）、竹の下部屋、「上へに井や」が一戸前として法事に参加し、寄付している（「元祖聖人様六百五拾廻忌諸御法事諸事覚帳」）。こうした反面、そのなかには、下人層とともに、無地浮世過として、鍛冶や薬商い、日稼ぎ等で渡世し、あるいは、老衰や後家（荒神原の例）で共同体的扶養によって生活せざるをえないものもあった。文化一三年、政所の常蔵は、わずかの土地を開き、見取米五升を納めている。つまり、小家層の両極分解があったことになる。

ところで、こうした浮過層を含む零細百姓の経済基盤がなにであったかが

燕北一山村の家族と親族

改めて問われる必要がある。もともと生産をめぐる自然的、社会的条件が厳しいことはいまでもない。正徳三年（一七一三年）、御免二歩五厘上げと米払いの村方は可部宿へ出し、銀納の村方は頭庄屋組限りに受け取ることに申し渡しがあり、そのため百姓の生活が年毎に苦しくなる一方、処務役人や頭百姓が苛酷な誅求をしたため、享保三年、騒動が起き、雄鹿原では、頭庄屋四郎兵衛の居宅が破壊された。その結果、百姓の要求は入れられたが、政所の隣部落である中祖村の安左衛門は、高一五石、下人二人を置く大百姓であつたが、百姓の窮乏をみるに忍びず立上り、

表 I-9 震耕社会の貯穀高、救穀、永貨穀数高

年次	全備穀高	同上内訳			支出高	蔵積有穀	備考
		救穀	穀	永貨穀			
天明卯3年	(石) —	(石) —	(石) —	(石) —	(石) —	2.359	追加穀共
文政子11年	38.295	24.840	13.450	21.240	17.050	救粒積人員93人救用16石6斗5升、西春難澁者配分取立不能	
文政丑12年	38.300	24.840	13.460	21.240	17.060	4斗入42俵、2斗6升端粃	
天保寅元年	38.093	24.840	13.253	4.550	33.543	4斗入83俵3斗2升4合はした	
天保巳4年	38.159	24.840	13.319	12.959	15.200	支出高数量の内8石4斗9合当春貸付有穀減	
天保戌9年	38.035	24.840	13.195	4.580	33.455	申(7年)戌(9年)まで差引全人員33人内男7人女26人	
天保亥10年	38.005	24.840	13.165	26.853	11.520	4斗入27俵3斗5升2合はした 22石3斗3合難澁者貸出	
天保丑12年	25.620	12.150	13.470	4.550	21.070	難澁者93人救用有穀高、13年(寅)宗旨帳一書出の分	

(村史 595～596頁)

首謀者として斬首獄門の重刑に処せられている（「村史」六〇三—六一二頁）。他方では、大きいものでも、享保一七年、寛政八年、天保一五年の水害、享保一七年、天明三年、天保七年、それに明治三年の大飢饉があった（「村史」五八一—五八六頁）。飢饉に際して、各村の社会制度が救荒に大きな役割を果たしたことは、例えば、雲耕では、表Ⅰ—Ⅸのごとく救済活動をしていることに明らかである（「村史」五九六頁）。しかし、それだけ難民者が多かったことを反映しており、文政一一年には、難民者への配分が取立不能に陥った程である。飢饉が浮過層の増加や零細化を促進したことは当然考えられることであるが、それに加えて雄鹿原は、文政二年には各村から「国郡志御用ニ付下志らべ書出帳」が出されているが、「当村百姓農業の外浮儲無御座候」（同上、中租村）といった書出しが多く、浮儲は、あっても雲耕の「農間にからふみの、はばきを拵へそれを背負ふて国内芸州は勿論長州、因州駆巡りわずかの利を得る」（同上、雲耕村）程度の百姓貧窮村であった。ただ、そうしたなかであって、同年の「奥山惣辻より書出し」によると、次のごとく、鉄山稼ぎがあったことが明らかである。

所々鉄山有之候えば春稼は通路の荷物を運び冬は達者の若者は鉄山山働等仕り渡世の一助に仕り老人婦人等は鐵者入用の縄蓑蓑はばき等居業に仕り売捌き日用の資に仕候。

（村史、一〇五四頁）

いわゆるタタラ稼ぎが生活を支える一端になっていたことが分かる。雲耕でも、延宝七年には、「野山八ヶ所 鑛山御請所」、「六軒 鑛炭伐小屋共」、「鑛老ヶ所 御礼主 作兵衛」（「差出帳」）とある。なお、作兵衛は、当時一町八反を経営し、小家一軒をもつ庄屋であった。その後も、大井屋山、別名鍵治屋山では、元文五年（一七四〇年）から八年間、安永五年（一七七六年）より一一年、文政六年（一八二二年）から五か年、鍛冶屋一か所があり、伐採期に達するまで、山林保護料を年に一五石、鉄山経営者より取得していた（文政十一年、「大井や山運上前借り証文」）。

また、同年橋山村の「野山腰林帳」によると、二二か所の野山中判明した限りでも一一か所は「先年 かちや伐り跡」、「只今 かちや小炭に伐り申候」場所であつたし、宮地村頭庄屋の四郎兵衛は、享保五年一石一斗三升八斗の石高を持ち、下人二人、下女一人を置いていたが、橋山村に長割鍛冶屋一軒、細見、猪山にもそれぞれ一軒、また、正徳三年頃には政所に爐場所を持ち、鉄山業を經營していた（「村史」三〇一頁、六一〇―六二頁）。零細百姓もまた、享保五年、「荒神原村人家牛馬御改帳」に高二石八合を持つ忠右衛門（田尾）について「享主忠右衛門及び母親は享保元年鉄山より戻り申候」とあり、そうしたケースがほかにも四件あつて、いずれも二反未満層であることからして、「タタラ稼業」に従事していたといえる。また、鉄山への米や原料の砂鉄、それに、製品の銑鉄（せんてつ）の運搬に農民が従事していたことも、運送を取扱う中場所が宮地にあり、安政元年、翌二年に、藤井鉄三郎が、鉄、小鉄中場所、そして、文久二年（一八六二年）にも御鉄山方御米受払い中場所を仰付けられていることに明らかである（「村史」三四〇頁）。なお、明治二年における中場所取扱鉄数量は、一六二、〇〇六貫、七、〇四三駄であり、同六年にも、九六、七〇四貫で、三、八六八駄あつたとされている（「村史」三四〇頁）。鉄山業がすたれた明治一四年、橋山には空屋が五〇戸あり、一三戸、四七人が雑業に従事しているが、いずれも鉄山業と関係していたといえる（「村史」三四〇頁）。けだし、明治八年鉄山休業を申し渡され、たちまち飢餓せざるをえない窮状に迫込まれ、出て行きたいと申出たものは勝手次第にさせるが、愈々冬も迫り難波の者がそう外に稼ぎに出て行く訳には行かない。それで「夫賃銀とも三割下げにても米も時の相場を以て働人計りへ夫賃加上文け売渡申す」のでいま暫く御用捨願（しんがむ）したいと歎願しているからである（「村史」二二八頁）。橋山に浮過層が多かつたのもこれと無縁ではあるまい。もっとも、隠し田があつたことも推測できるし、事実そうであつたが、そのことは次に取り上げることにし、ともかく、タタラ稼ぎが少なく

表 I-10 直接村税納付額順位表
(明治20年)

直接村税納額	氏 名
13円70銭	麥 生 岩次郎
11円81銭 1厘	深 井 隆三郎
7円63銭 2厘	山 煙 幸 治
6円87銭	齋 藤 三兵衛
5円20銭 5厘	中 東 善 市
5円19銭 8厘	香 川 彦三郎
4円52銭 8厘	麥 尾 増太郎
4円26銭 9厘	政所 和左衛門

(註) 村史117頁

とも近世中期から明治初期にかけて農民生活を支えてきたといっても過言ではあるまい。

明治期に入ると農民の土地所有は、表 I-3 (本文二三五頁) のごとく雲耕では、急速に拡大し、明治六年(一八七三年)に一八町八反五畝五歩と嘉永三年に比べて六町歩増え、以後明治一四年、「田二七町三反六畝二二歩、畑七町二反五畝一九歩」(共民政表)、明治一七年、「田三一町三反一四歩、畑八町八畝一五歩」と一八年間に一挙に二〇町歩余も増加している。隠田が表面化したことに一つの大きな原因があることは、明治一三年、地主連名で広島県令に宛てた「今般税法御改正により、銘々持地従前隠田切開繩伸ノ類マデ地毎ニ取調箇所落ハ勿論隠田等一切無之且地位收穫地価等聊詐欺の儀不申候若心得違之儀有之後日相頭ルニ於テハ如何様之御所分有之候トモ毛頭申分無御座候地主一同調印之上奉申上候」に明らかである。各戸所有高は、表 I-4 に明らかになごとく雲耕に限定されるものの、持高が増え、七反から一町未満層に厚みがあることが分かる。しかし、厳しい農地摘発後の明治二二年になると、一町

以上層が一戸と五〇パーセント近くにも達し、逆に三反未満は一戸に激減している。かつて隠田があった側面を伺わせるが、新政府の農民への荷斂誅求の厳しさを端的に表現しており、それがまた大正二年における階層の下降化現象を結果することになるのである。いまそれはともかくとして、トップの麦生岩次郎は、五町七反九畝二三歩を所有し、雄鹿原ナンバーワンの座を占め、旦那としての隔絶した地位をエンジョイしていた。その反面、五反未満層が二戸と少ないのも一つの特徴である。全村については、明治二〇年に「県議員選挙被選挙権を有する者」の調査によると、総戸数二七七戸のう

燕北一山村の家族と親族

ち、地租五円以上一〇円未満納付者一九四名に対して、地租一〇円以上納付者一五名、計二〇九名となり、調査対象地の雲耕では、二六対五、政所一六対五で、五円以下は、それぞれ四戸、五戸となっており、階層分解が進展している。なかでも一〇円以上の納付者が雄鹿原でもとくに政所、雲耕に多いことが分かる。後年、嘉作と深くかかわる

表 I—11 雄鹿原における旦那衆、親方衆の経済的地位 (明治12年)

村 名	職 員 氏 名	年 令 (明治12年1月現在)	所有耕宅地 (反)	同上地価 (円)	所有山林 (反)	同上地価 (円)	所 有		
							居 宅	土 蔵	貨 家
政 所 村	深 井 隆三郎	41 年 11 ケ 月	84.707	1,532.29	215.606	18.125	1	2	6
〃	山 田 幸 市	31 年 1 ケ 月	51.729	967.68	204.317	15.882	1	2	2
宮 地 村	中 田 玉太郎	48 年 3 ケ 月	12.419	164.36	11.315	.565	1	1	
橋 山 村	河 野 鉄太郎	33 年 1 ケ 月	19.417	173.94	77.707	7.762	1	1	
〃	斎 藤 吉三郎	52 年	18.224	273.54	123.417	12.346	1	1	1
〃	斎 藤 三兵衛	54 年 3 ケ 月	34.906	914.61	270.614	33.665	1	2	1
〃	斎 藤 武右衛門	37 年	13.219	296.77	58.505	5.852	1	1	
中 祖 村	隅 田 儀 市	40 年 5 ケ 月	9.216	101.41	17.017	1.719	1	1	
〃	前 岡 吉三郎	35 年 7 ケ 月	9.605	191.73	28.712	2.874	1		
荒神原村	河 野 忠三郎	55 年 1 ケ 月	7.311	136.54	18.415	1.835	1		
〃	岡 田 祐右衛門	49 年 6 ケ 月	27.228	595.74	47.413	4.990	1	1	1
〃	田 中 亀 吉	34 年 9 ケ 月	11.318	169.30	17.227	1.729	1	1	
〃	乙 田 爲 次	26 年 6 ケ 月	10.003	106.19	4.400	.415	1		
雲 耕 村	麥 生 岩次郎	30 年 3 ケ 月	65.212	1,425.979	121.109	10.030	1	2	2
〃	麥 尾 増太郎	30 年	15.208	343.54	25.101	2.700	1	1	

註)「村史」95～96頁

表 I—12 自小作別農家数 (明治20年, 24年)

	自作	自作兼小作	小作	計
荒 神 原	61	14	13	88
	65		5	70
政 所	20	6	2	28
	30		4	34
宮 地	6	3		9
	8		1	9
雲 耕	30	3		33
	31			31
橋 山	35	16	11	62
	40		12	52
中 祖	22	12	4	38
	33		4	37
計	174	42	30	258
	242		26	268

註) 村役場「明治20年田畑自作地小作地概算表」

村役場「明治21年～25年統計諸表」

下段は明治24年の数字である。

表 I—13 自小作別農家数 (雄鹿原村)

	自作	自作小作	小作	計
明治20年	228		20	248
明治30年	166	32	60	258

註) 「村史」365頁

ことになる政所の深井隆三郎、山廻幸一、雲耕の麦生岩次郎、麦尾徳太郎が、すでに明治一二年に表 I—11のごとく群を抜いていたことは注目される (表 I—10・11)。それでも、同二〇年における自小作別戸数は、史料に問題はあ
るが、概して自作農が多く、七割近くを占めている。なかでも、荒神原、橋山で小作が多いのと対照的に、雲耕は小
作農が皆無で、自作農中心の村であり、政所も小作が一割にみたないのが目立っている (表 I—12)。
ところが、明治三〇年には、小作農家が三二戸 (一二・四パーセント) に達し、自作農家も六〇戸 (二三・二パー

雲北一山村の家族と親族

セント)を占めるに至っており、階層分解が明治二〇年以降急速に進んでいる(表I-13)。この期には、新しく養蚕業が起っているが、食用農産物としてコンニャクが三町歩、特用農作物として近世からの大麻が、明治三二年、七町三反八畝二八歩(雲耕一町六反五畝一〇歩、政所八反三畝)に作付けられ、一七、〇三九粍(雲耕四、〇三五粍、政所二五五粍)を産出している程度であつた(村役場統計綴)。あとは、自給自足の米麦、穀類で、しかも生産力が低く、雑穀、屑米糲で作ったものを主食とし、米飯は改まったとき以外はとらず、平素はリョウブ、詳しくいうと、米に大根、菜を細切りしたものを混合して用いて、節米——米一升につき三合の節約になるといわれる——し、一日

表I-14 藩政期以降の牛馬数

旧村名	種別	延宝7年		元禄11年		享保5年		宝暦元年		寛政3年		文政2年		明治12年		大正15年		明治42年		昭和4年		大正8年	
		牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬	牛	馬
橋	神									29	9	38	57	37	55			39					
荒		24	36	22	23	35	32	42	48	40	24	44	91	45	91			51					
中						19	9	17	17	15	16	20	32	23	47			42					
政												19	35	17	42			39					
宮						11	17	9	8	7	7	9	13	9	18			18					
雲	耕	11	13	10	8			19	20	29	31	26	56	29	55			52					
計												156	284	160	308	237(131)		319	244(106)			236	

註) 明治12年については、性は牛は牡、馬は牝である。大正15年、昭和4年()は牡である。※はかに空城に20頭、亀山に58頭いる。数字の記入がないのは資料がないからである。

「村史」268頁、269頁、271頁、284頁

五回の食事で、必要栄養量を摂っていた。

また、牛馬も、従来、馬は馬耕が土壌に不適であることから、運搬用とくに堆肥づくりを目的に飼われ、耕運には牝牛が使用されていた。そのため、近世以降牛馬が一般農家で所有されていた（表1-14）。ところが、明治三〇年以降、軍馬への関心が高まったことから、明治三四年、島根種馬支所が設置され、郡から種馬二頭の貸下げがあり、牛も、明治四一年、郡畜産組合から貸牡牛が一頭配置され、ようやく牛馬改良の動きがはじまってきた。しかし、これも地主主導によるものであり、そうしたすうせいひのなかで、雄鹿原でも、明治末期には、地主制が確立しつつあった訳である。

一方、村落共同体の再編、強化も進み、明治二〇年に村内申値規約を作り、至要な道德主義が一転して輕薄主義に陥ったことを嘆き、「六ヶ村聯合シ互ニ相親睦シ勸善懲惡ヲ旨トシ凶災艱難相救フ可キヲ旨トス」（一条）、「父母ニ孝養ヲ盡シ主人ニ敬從シ兄弟相親睦シ学事ニ勉励シ機械ヲ發明スル等世ノ模範トナル可キモノハ總代人協議の上速に申出可キ事」（二条）等を細かに定め、總代人を置いてその実現、監視に当らせ、規約に背いた場合には、除名し、改心した場合でも満三年を経ない限り加盟を許さないと厳しく臨み、制裁手段として次の四項を定めている（「村史」七六一―七四頁）。

第四十三条 規約者ヲ除名シタルモノニ對シ各規約者ハ左ノ項ヲ確守スヘキ事。

第一項 金穀物貸借セサル事。

第二項 諸職人日雇ニ使用セサル事。

第三項 吉凶トモ一切寄り合セサル事。

第四項 除名者ハ共有山放チ馬ヲ為スヲ得ス。

芸北一山村の家族と親族

しかも、その後、明治四一年まで、四度の改正を行つて、厳格化し、それでもつて共同体秩序の再編強化を図つたのである。

村落レベルでも、雲耕では、通称中谷以西の山林五〇町歩は、可部の加計氏持分で、爐山伐採後、次の伐採期まで雲耕で保護し、保護料一四石を受け取つてきていた。雲耕では、鉄山廃止後將來所有權が加計氏に入ることを危懼して、明治一三年、各戸出資でもつて九〇円八八錢八厘を調達して同氏から地籍權を買受けて共有林とし、共同体の物質的基盤を固めるとともに、自由な出入りによる濫伐を禁止する必要から、明治二七年、次の定書を定め、厳しい制裁を決め、立木保護に當つてゐる。

定書

一、字雲耕組共有山ニ生立候処ノ杉、のぶノ木、栗ノ内上等類程勝手ニきり取申コト致間敷申合規約仕所ナリ萬一我ガ儘ニ切り取候者有ル時ハ各々毫本ニ付米五升ヅ、ノかたい金トシテ見當リ次第其人ヨリ受取り其かたい米ハ半額其時見當リ人受取申スコト半額ハ當組辻ヘ差出事

右ノ条々堅ク相守可申候事後日ノ為惣連印ヲ以テ申定メ定約一札如件

明治廿六年四月十五日

山縣郡雄鹿原村雲耕

定書を文書化しなければならぬほど「たが」が弛んでいたことは、明らかであるが、いち早く共同体秩序の回復に努め、定書によって再編、強化を図っていることは注目される。その後、明治三三年、同三六年、鍛冶屋山立木を一、〇〇〇円、一、五〇〇円で売却したが、その際、最初は半額、次は全額を各戸に平等割、反別割、地価割で配分した。しかし、四四年には、適切有効に雲耕のために活用すべきであるとし、代金二、四七〇円を報徳社設立の土台

金とし、うち七百六円は各戸の善種金として積立て、大正二年、報徳社を設置したのである。その際、後述すること
き定款を作成しているが、村としてもそれと並行して、一か月後の大正二年三月、次の「申合規約書」を定めてい
る。

字雲耕組申合規約書

第一、當字へ新ニ荳戸ヲ構へ居住スル者同行入りヲナサントスル時ハ米九斗ヲ積立ツル事

右ノ米ハ當字社倉貯へ穀ノ中へ組入ルベシ又何等事情アルモノ一切返戻セザル事

第二、前項ニ依リ同行入りヲナシタル者報徳社ニ入社セントスル時ハ定款ニ基キ土臺金ヲ應分ニ寄附スル事

第三、元當字同行タリシ者一旦他字若シクハ他村へ移住シ再ビ當字へ帰住セシ時ハ第一ノ義務ヲ免ズ

但報徳社へ入社ハ定款ニ依ル事

第四、當字同行ヨリ分家ヲナシテ新ニ荳戸ヲ立ツル者ノ同行入りニハ第一ノ義務ヲ免ズ

但適宜ノ方法ヲ以テ本家ノ紹介ニ依リ同行一般へ披露スル事

第五、同行ヲ去リタル者ハ同時ニ當字同行タル一切ノ権限ヲ失フ事

第六、大正貳年四月中ニ分ケ山ノ境界ヲ踏査スル事爾後參ケ年毎ニ之ヲ行フ事

第七、當字ニ各組山林監督員參名ト総山林監督員一名ヲ置ク事

第八、山林監督ノ任期ハ參ケ年トスルコト交代ノ時ハ受持山ノ事ニ付キ必要ナル事項ヲ申送ル事

右ノ各項堅ク相守可申依テ為後日惣連署ヲ以テ申合規約書一札如件

大正貳年參月貳拾日

〔村史〕一、〇四九頁

報徳社入社に先立つ同行入り、いわゆる村入りの資格条件として米九斗の積立てを義務づけ、あわせて村人としての
の権利義務を改めて確認している。報徳社との関連については第六条の「報徳社社員ハ当社ノ区域内ニ一戸ヲ立テ住
居スルモノニ限ル」の実質的内容を明らかにし、それを補ったものであり、村人各自に村人としての自覚を覚醒させ

芸北一山村の家族と親族

るには十分であった。雲耕は、こうして法人としての報徳社設立を通して自らを法人化し、構成員各自を超えて存続する自律性と恒久性を高らかに宣言しているともいえる。それがまた大きく変動する時代のなかであって、雲耕を等質化し、階層分解を阻む防波堤として機能することになるのである。

さて、大正期に入ると、明治後期に続いて生産技術、生産基盤の改善強化に手が打たれている。大正元年から八年にかけて、稲の品種改良、とくに交通の発達により、大正末期に良米が導入され、在来種の「香米」が販路に行詰ったことから、ようやく昭和七年に、試験成績に基づいて六品種を栽培するようになった。稲粃の塩水選がはじまり、苗代の短冊型が普及したのも大正も後期であり、前進植が一般化したのもこの期に入ってからであった。大麻は、近世中期以降、一貫して唯一つの特用農産物であったが、この期も同様であり、扱苧のまま、あるいはうみ苧として漁網の糸用に販売され、女性の大事な手間仕事であった。わずかではあるが、いぐさがてがけられたのもこの頃で、大正一三年には八反歩が植付けられ、桑園も二反歩あった（『経済更正計画書』）。大正三年、雲耕、宮地、政所、中祖、荒神原の一部を区域とする第一耕地整理組合が設置され、田区の改正、農道新設、水路改良、暗渠排水に取り組み負債に喘いだものの、耕地の面積も一新し、一四町三反九畝二五歩の地積増を結果している。

牛馬の改良も、その後、貸下種牛馬の配置を続けるとともに、大正四年には、奥州牝馬を購入し、また、昭和四年、トリコモナス検診、昭和六年、牝犢の共同購入等によって質の向上に努力し、昭和一〇年代にその成果が実り、一〇年には県畜産共進会に出馬して二等、一二年一等等となり、雄鹿原は、すぐれた産駒地区として広く知られるに至った。また、牝牛に代って牝牛が増加した明治四三年における嘉作の獣医開業、大正三年の広山牧場設置、昭和四年の御駒牧場開設がそれに影響していることはもちろんである。

表 I—15 年次別総生産価格

	大正13年	昭和4年	昭和8年
	円	円	円
総 額	129,890	128,566	112,160
農 産	92,090	91,002	81,946
林 産	18,565	9,070	12,445
水 産	—	—	8
工 産	19,060	28,444	17,686
鉱 産	175	50	75
一人当生産額	—	—	9,798
一戸当生産額	—	—	39,634

(註) 経済更生計画書

表 I—16 年次別農業の変化

	昭和8年	大正13年	増 減
農 業 戸 数	230戸	251戸	△ 21戸
稲 作 反 別	2,036反000	1,956反000	80反000
麦 作 反 別	14反000	31反000	△ 17反000
藁 草 反 別	2反000	8反000	△ 6反000
桑 園 反 別	—	2反000	△ 2反000
養 蓄 戸 数	190戸	203戸	△ 13戸
養 鶏 戸 数	34戸	83戸	△ 49戸
鶏 羽 数	13羽	10羽	3羽
養 蜂 箱 数	24箱	30箱	△ 6箱
蠶 製 織 戸 数	38戸	70戸	△ 32戸
蠶 生 産 数	568枚	1,000枚	△ 432枚
木 炭 製 造 戸 数	39戸	—	39戸
木 炭 製 造 量	41,422貫	43,000貫	△ 1,578貫
馬 頭 数	152頭	175頭	△ 23頭
牛 頭 数	212頭	413頭	△ 201頭

(註) 経済更生計画書

ところで、こうした新しい動きは、たしかに生産基盤の足固めにはなったが、その成果が本格的にあがりはじめたのは昭和に入ってからであり、しかも、そうした折角の努力も、恐慌、戦争突入によって踏みにじられることになる。それはともかく、大正期の生活は、いぜんとして厳しく、大正三年には、後述する嘉作の日記に明らかなごとく、報徳社への借金返済ができないものが増え、九州の炭鉱へ働きに出るものが増加した。嘉作の弟、九平が炭坑に出たのもこのときである。ことに、昭和初期の恐慌は、この傾向を一層拍車づけることになったのである。

茨北一山村の家族と親族

いま、この間の事情を大正一三年、昭和八年について検討すると、産業別生産額は、表I-15のごとく、どの産業部門も減少しており、とくに農業総生産額の落ち込みが激しく、農業人口が八二パーセントを占めることから影響も大であった。その結果、一戸が離農し、桑園反別もゼロとなり、折角の新しいイグサ栽培の試みも二反歩に減ってしまい、ようやく本格化した養蚕も一三戸減の二九〇戸、牛馬数も、馬は一七五頭から一五二頭、牛のごときは、四一三頭から二二二頭に減り、マイナス二〇一頭を結果している（表I-16）。また、雲耕も、イグサ、大麻栽培や養

表I-17 俸給、労賃及その他の収入

	俸 給	旅費・賞与	恩 給	出 稼	日 傭	職人労働	運 搬	計
	円	円	円	円	円	円	円	円
政 所	1,102.00	478.79	593.00	84.40	145.86	247.10	12.00	2,663.15
雲 耕	226.82	24.04		32.70	204.06	994.86	70.00	1,552.48

註) 経済更生計画書

表I-18 部落別1戸当1人当生産額、消費額（昭和8年度）

	生 産 額			消 費 額			差 引		
	金 額	1 戸 当	1 人 当	金 額	1 戸 当	1 人 当	金 額	1 戸 当	1 人 当
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
政 所	14,786.080	672.095	176.025	15,119.870	687.267	179.998	△ 333.790	△ 15.172	△ 3.973
雲 耕	27,108.200	874.458	192.257	29,822.520	962.017	211.507	△ 2,714.330	△ 87.559	△ 19.250
全 村	170,627.035	602.922	148.889	181,686.543	632.002	158.540	△ 11,059.508	△ 29.080	△ 9.651

註) 経済更生計画書

畜に積極的に取り組んできた村で生産投資も他に比べて大であった。それに、農外収入は、出稼ぎや、日雇い、職人、運搬業といった労賃収入に依存していた(表Ⅰ-17)。それだけに、恐慌の被害をモロに被り、昭和八年、消費支出が多いこともあって、一戸平均二九円八銭の赤字に喘いでいる。雄鹿原は、一戸平均マイナス八七円五五銭であり、政所の場合、村長、助役や年金受給者等の安定した収入があることを考慮に入れる必要はあるが、一五円一七銭の赤字であった。それに比べると、雲耕の赤字は、少なくともないといわざるをえない(表Ⅰ-18)。山間僻地の農業に加えられた恐慌のインパクトは正しく衝撃的であった訳である。

ところで、経営規模別階層は、一町以上二町未満層が一二九戸で半数を占めているものの、五反未満層(六三戸・二四・八パーセント)も少なくない(表Ⅰ-19)。所有規模については、昭和九年度であるが、ここでも五反未満層がやはり六三戸を数え、総所有農家の二五・二パーセントを占めており、三町以上層が三戸あることと併せて、この期に農民層分解が進んでいたことが明らかである。小作地も、明治三一年度の二倍に該当する五四町八反歩に増え、水田のごときは、二五町歩が新たに小作地に入り、その結果、自作農家は半数を少々にまで落ち込み、自小作農家が三七・四パーセントを占めるに至っている。自作農が中心であった雲耕についても同様である。自小作農家(一五戸)が自作農家(一一戸、三九・三パーセント)を四戸オーバーし、小作農家も二戸を数えている。また、政所でも、自小作農家(一八戸)が、自作農家(一一戸、三六・七パーセント)を七戸も凌いでおり、いずれも、自作農業に土地手放しがあったことを物語っている。もっとも、戦時体制突入により、生産者保護の立場から自作農創設が具体化され、テコ入れがなされるが、それでも、表Ⅰ-21によると、政所ではやはり自小作、小作層が四〇パーセントを占めており、この点、自作、自小作層がおよそ八〇パーセントを占め、小作農家のいない雲耕と著しいコントラスト

表 I—19 農地所有・経営規模別農家数

	所 有 (昭和9年)		経営規模 (昭和8年)	
		%		%
0 ~ 1 反 未 満	37	15.1		
2 反 未 満	63	25.5	32	12.6
2 反 ~ 5 反			31	12.2
5 反 ~ 1 町			62	24.4
1 町 ~ 1.5 町			97	38.2
1.5 町 ~ 2 町	98	39.8	32	12.6
2 町 ~ 2.5 町				
2.5 町 ~ 3 町				
3 町 ~ 5 町	3	1.2		
計	246	100.0	254	100.0

註) 経済更生計画書

所有面積は昭和9年度，経営規模は昭和8年度

表 I—20 自，小作別面積及び戸数

年次	区分		自作地		小作地		計		自作	小作	自小作
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	計		
明治20年	1,602	342	319	84	1,921	426	228	20	—		
									248		
明治31年	1,743	409	240	30	1,983	439	166	32	60		
									258		
昭和8年	1,585	262	490	59	2,075	311	118	26	86		
									230		
昭和24年	1,860	234	85	13	1,945	247	173	13	73		
									259		

註) 「村史」365頁

表 I—21 時期別自小作別農家数

		自 作	自 小 作	小 自 作	小 作	計
政 所	昭和8年	11	18		1	30
	昭和22年	10	4	4	3	21
雲 耕	昭和8年	11	15		2	28
	昭和22年	13	9	6		28

註) 経済更生計画書山廻氏所蔵資料による

表 I-22 雲耕, 政所における経営規模別農家数 (昭和22年)

規 模	村 落	雲 耕	政 所
0 ~ 1 反		0 (0)	1 (4.8%)
1 反 ~ 3 反		6 (21.4%)	2 (9.5%)
3 反 ~ 5 反		4 (14.3%)	1 (4.8%)
5 反 ~ 7 反		1 (3.6%)	1 (4.8%)
7 反 ~ 1 町		3 (10.7%)	3 (14.3%)
1 町 ~ 1.5 町		9 (32.1%)	10 (47.6%)
1.5 町 ~ 2 町		4 (14.3%)	3 (14.3%)
2 町 ~ 3 町		1 (3.6%)	0 (0 %)
計		28 (100%)	21 (100%)

(註) 山田氏所蔵資料

表 I-23 農家戸数と経営耕地面積

種 別	年度別		昭和 8 年		昭和 24 年	
			戸 数	経営耕地面積	戸 数	経営耕地面積
2 反 未 満			32	反 24.208	10	反 15.721
2 反 ~ 5 反			31	110.707	49	176.510
5 反 ~ 1 町			62	482.602	63	492.320
1 町 ~ 1.5 町			97	1,227.923	92	1,090.818
1.5 町 ~ 2 町			32	532.205	25	413.301
2 町 ~ 2.5 町			—	—	3	61.401
2.5 町 ~ 3 町			—	—	—	—
計			254	2,377.715	242	2,250.211

(註) 「村史」366頁

表 I-24 雲耕・政所における経営規模別農家数 (昭和55年)

規 模	村 落	雲 耕	政 所	雄 鹿 原
1 反 ~ 3 反		1 (4.0%)	2 (9.5%)	10 (6.5%)
3 反 ~ 5 反		2 (8.0%)	2 (9.5%)	14 (9.0%)
5 反 ~ 1 町		7 (28.0%)	6 (28.6%)	52 (33.5%)
1 町 ~ 1.5 町		11 (44.0%)	4 (19.1%)	43 (27.7%)
1.5 町 ~ 2 町		4 (16.0%)	1 (4.7%)	20 (12.9%)
2 町 ~ 3 町			3 (14.3%)	10 (6.5%)
3 町 以 上			3 (14.3%)	6 (3.9%)
計		25 (100%)	21 (100%)	155 (100%)

(註) 1980年農林業センサス

トを示している。その反面、雲耕では、五反未満層が三五・八パーセントにも及んでおり、この点では、五反未満層が二〇パーセントにみならず、逆に一町以上層が六二パーセントを占める政所と好対照的であった（表Ⅰ―22）。

さて、戦後の新しい変化は、農地改革とともにじまるといってよい。雄鹿原でも、二八町歩が買収され、その結果、小作地が九町八反に激減し、自作農が六六・八パーセントを占め、改革の成果が出ている。しかし、高率小作料が廃止されたものの、在村地主も多くが小規模の自作地主であったことから、小作農家は半減したが、一三戸（五・〇パーセント）がそのまま残り、自小作農家も一三戸減に止まり、いぜんとして七三戸を数えている（表Ⅰ―20参照）。それに、一町以上層が四割近い一二〇戸に及んでいるが、五反未満層が五九戸（二四・三パーセント）を占めている（表Ⅰ―23）。農地改革が手をつけなかった零細経営の問題は、山村では、不問に付するには余りに大きく生産基盤が劣弱なだけに、改革の成果をフルにエンジョイするには至らなかった。そういつても過言ではない。昭和三〇年代後半に過疎化した遠因もここにあった（表Ⅰ―1参照）。逆説的にいって、そのことによつてはじめて規模拡大があったといえることができる。いま、表Ⅰ―23・24によると、昭和二四年に比べて、八七戸がすでに離農し、五反未満層も激減しており、逆に一町五反以上層が大きく増大している。

政所も、五反未満の零細農家（四戸）を残してはいるが、一町以上層が六戸に増え、比率の上で雄鹿原のそれをはるかに凌いでいる（表Ⅰ―24）。農民層の上昇化は必至であったということが出来る。もともと、政所は、雄鹿原でも且那衆（三戸）、親方層（二戸）の少なくないところであったが、この層は、村政での活躍が早く、また、子弟教育にも早くから力を入れて外部へ送り出しており、そのため、土地を手放したり、あるいは事業経営に失敗して失ったりするものがあつた。それに世代交替と終戦とが相前後したこともあつて、農地改革により一挙に政治的、経済的

地盤を失って仕舞った。一戸は、すでに他出していなかったし、一戸は戦後転出して、その家は現在人手に渡っている。それに代って、イニシアティブをとったのが、旧自作農家（四戸）で、戦後いち早く政治、経済の分野で活躍した。その上、政所は、後述する雲耕とは違い、新しい動きに即応できる社会的条件もそれなりに整っていた。

政所も、大正二年、雲耕報徳社をモデルに轟尚徳社を設け、毎月各戸が五銭ないし米五合を持寄って積立金とし、翌三年には松一、〇〇〇本を植林するとともに、大正八年古宮拝殿、社会蔵、採草地の古木そして同一二年に社地の立木を売却して、都合一、六五五円を共有財産に繰入れて基礎固めをした。他方、穀類の貸付けや、定款第一三条の「本社区域における不動産は可成区域外へ売却質入等為スベカラズ」とその救済方（第三一条第一項）の規定に従い、共済活動を積極的に展開して来た。また、大正十一年の関東大震災を記念して、例年九月一日政所物故者の追弔法会を行ない、経済活動に宗教活動をコンビネートさせて活躍する一方、昭和十一年には、社員三三九人五分の出力でもつて、共同作業場を設け、神社拝殿を再建立している。生産面における中心と共同体的シンボルともいうべき精神的支柱が同時に完成した訳である。ただ、その際、不足金六〇〇円を生じ、立木の売却によって埋合わせをしたが、その後も、立木売却を繰返し、それによって辛うじて運営できる状態で、礎石づくりは必ずしも万全ではなかった。

戦後、昭和三十一年に尚徳社を社団法人化して再発足したのは、一つには、その「テコ入れ」のためであった。雲耕報徳社は設立当初から法人組織であり、かつ土台金も潤沢であった。それに比べると、尚徳社は余りにも立遅れていたといわざるを得ない。それでも、再発足後は、共有林の整理、拡大に注力して、山林一〇町を取得し、三〇年から三四年にかけ一一町歩に植林した。精力的であったといつてよい。しかも、それと並行して、事業量も拡大し、三八年には念願の林道改修工事、四九年には町道補修工事を仕上げ、公民館についても、四八年、五二年、五五年に付設

設備や改築工事を施行し、また五三年には仏様買換えをした。その結果、公民館は、コミュニティセンターとしての実質を備えるに至っている。しかし、その反面、社員に多額の寄付を仰いだが、尚徳社自体は、高額の負債（例えば、林道改修では、負担金一八五万円の他に一二〇万円の借入金、また共有林取得に六五万円の借入金）に喘ぎ、共有林の一部を売却せざるをえない破目に立至った。五三年の仏様買換えは有志寄付と婦人会の寄付に依存し、昭和五六年には敬老会も開けないで清酒二本の贈呈で間に合わせ、「惣の御法事」でも住職と社長に膳を出していたのを、社長への膳をカットして経費節減につとめている。共済機能も皆無である。将来はともかく、現在時点では、尚徳社は、経済基盤が弱く、社員に「オンブ」して存在を保っているのが実態であり、活動も自ら制限されている。その点では、雲耕報徳社に一步も二歩も遅れを取っているといつてよい。

ところで、政所には村行事が多く、少なくともこの点では雲耕を凌いでいる。まず正月二日の互礼会を手はじめとして、年末常会での忘年会で最後を締めくくっているが、その間、一月五日に尚徳社総会を公民館で開き、三月三日は馬頭観音を上、下組の当番二人が神主を招いて祭り、六月一四日、十一月一日には早朝全戸が出て轟神社の掃除をした後、当番五戸が中心になって祈園祭りと小祭りを行い、小祭りには夜一時から未明まで神楽を奏上している。それに総氏神亀山八幡宮にも後述するごとく春秋二度祭典に参加しており、門徒の村ではあるが、氏神祭りも盛大であった。また、四月八日に「花祭り」、五月二日に「親鸞の誕生祝い」を行い、門徒の村の真面目をいかなく伝えているが、その他に注目されるものとして、毎月一回の「お小寄り」と「お茶講」、春三月彼岸の「惣の御法事」、秋の報恩講と尚徳社主催による九月一日の「追弔法会」がある。追弔法会以外は交代制による一人の当番が当り、お寺さんを招いて公民館で催す点で共通している。「お小寄り」には讃茶を吸んで仏事を行い、同行で大人でありさえ

すれば参加は自由である。以前は各戸から賽銭を徴収し、一二月に東西両本願寺、雄鹿原の安養寺、妙蓮寺に四等分して献納していたが、今はない。また、お茶講は、各戸一人の参加が原則である。しかし、年一二回のうち政所内の大人は必ず一度は参ることが条件づけられており、五組（五品）の膳が出される。例えば、祖母、世帯主、妻のいる家族では、三人が交代で順次参加し、それぞれが年四回参ることになる。お小寄りは村人が交誼を温める絶好の場になっている訳である。「惣の御法事」にも二組の膳が出されるが、最近では二の膳には、引出物としてマッチやライターが出され、軽費節減が計られている。ただ、この場合、同行以外のもも参加できるところに違いがある。惣の御法事といわれる所以である。費用はすべて当番負担である。毎月一回のお小寄り、お茶講では、一回につき五く六万円、他が七く八万円かかるといわれ、御布施も前者が三千円と六千円、その他が一万円程度である。経済的負担が大き過ぎるという批判の声もあるが、宗教講は頻繁に開かれており、それが村人をつなぐ大きな機縁になっていることは強調されてよい。宗教講に関しても、政所は雲耕をはるかに凌いでいることになる。しかも、政所は、雲耕に比べて村への出入りが比較的自由である。現住戸についても、転入戸が明治期、大正期各一戸、昭和期戦前、戦時四戸、戦後四戸と都合一〇戸を数え、一戸は深井家を買取って入村し、一戸は深井家に奉公に入った後土地を買ひ受けて定着している。モビリティは高いといってもよい。尚徳社の定款第六条が「政所地域内に永住する意志をもって一戸を構えて現住している世帯主であること」と規定しているのも、このことの反映ととれないこともない。

社会関係についても、表Ⅰ-25のごとく、全体として往来が少くないなかで、近隣を中心とした交際が多く、親類関係やカナ親カナ子関係は、大切な相談以外にはそうした関係者が少ないこともあって、それほど機能していない。大切な相談にしても相談に乗る親類やカナ親カナ子は改所外部のそれが多い。雲耕との違いは一目瞭然である（表Ⅰ-

表 I-25 地域別関係別、内容別交際

内容	地域	関係	親 類	近 隣	本家分家	カナ親 子	その他	合 計
農共 機有 具関 の係	組 政 隣 町 計	内 内 落 内 計	5(1)	29	—	—	—	34(1)
			5	5	—	—	—	10
			4	2	—	—	1	7
			1	—	—	—	—	1
			15(1)	36	—	—	1	52(1)
おす そわ け	組 政 隣 町 計	内 内 落 内 計	2	20	—	—	—	22
			—	1	—	—	—	1
			—	1	—	—	—	1
			—	—	—	—	—	—
			2	22	—	—	—	24
品物の貸借	組 政 隣 町 計	内 内 落 内 外 計	1	3	—	—	—	4
			7	2	—	—	—	9
			5	—	—	3	1	9
			2	—	—	—	1	3
			2	—	—	—	—	2
			17	5	—	3	2	27
大柄 切の な相 事談	組 政 隣 町 計	内 内 落 内 計	2	10	—	—	—	12
			2	—	—	—	—	2
			1	—	—	—	—	1
			—	—	—	—	—	—
			5	10	—	—	—	15

芸北一山村の家族と親族

註) () はカナ親、カナ子関係のあるもの
 31参照)。本家分家関係も少なく、それぞれ二戸の二グループがある程度で、それも二〇年前までは、正月礼をしていたが、今は往来がない。親類交際では、葬儀を中心に検討すると、政所内の親類はわずかに二七名(一四・一パーセント)で、雲耕では七〇パーセントが雲耕内であるのと好対照的である(表 I-26)。それに代って、最も多いのが町内の八一名(四二・四パーセント)、次が県内の六九名(三五・九パーセント)で、親類交際は政所を超えて大きく拡がっている。しかも、最も大切な相談は、外部の親類に求める傾向が強いだけに、親類交際は政所にとって遠心的に作用しているといってもいい過ぎではない。

表 I—26 葬儀をめぐる親類交際

地域 関係	父					方		母		方		妻		方		嫁方婿方		祖母		方		その他		合 計				
	I	II	III	IV	V	VI	小計	III	IV	V	小計	I	II	III	IV	小計	I	II	V	VI	小計	本宅のカナ子 家系親類 その他	小計					
組内 集落内 町内 県内 県外		4(3)		1			1	6(3)		1		1	1	2(1)		4(1)						1	2	1	4			
		1	3					4	2			2	1			1(1)						3	1	4				
		3	17	7	5(3)	3	2(1)	1	42(4)	3	4	7	1	5	5	16	2		1	1	2	3	6	3	12			
		10	17	5	8				40	4	1	5	7	9		16	1	3			1	1	1	2	3			
		2	1	2				1	6	1	2	1	4		5		5								15			
計	15	36	21(3)	18(3)	3	2(1)	3	98(7)	10	8	1	19	9	21	7(1)	5	42(1)	3	3	6	2(1)	2	4(1)	7	9	7	23	192(9)
							(51.0)				(9.9)				(21.9)		(3.1)				(2.1)					(12.0)	(100.0)	

芸北一帯に広く一般化しているカナ親カナ子関係は、政所にもあり、一四名がカナ子を持ち、カナ子も一三名いる。その関係についてはカナ親は姪（二名）、イトコ、イトコの子、妹、遠縁（各一名）、都合は六名の親類をカナ子にし、他人をカナ子にとったものも八名いる。一方、カナ子も、父方イトコ（二名）、甥、叔母、祖父の妹（各一名）、遠縁（二名）の都合七名をカナ親にとり、他人をカナ親にしたものも七名いる。合計すると親類一四名に対して他人一五名となり、カナ親カナ子関係が、親類関係を更新（遠縁三名のケース）し、強化する役割と親類関係を他人に拡大する作用を果たしていることが分かる。強化と拡大があることになる。しかも、この関係は、特定のカナ親に集中せず、多いものでもカナ子を二人もっている親が二名いる程度で、あとは一人である。その意味では、政治的、経済的色彩が薄い。子どものいない親が頼み込んで、カナ子をとるケースや子供に男の子が多いため、娘の子をカナ

表 I-27 カナ親カナ子の交際

内容	地域		雲耕
	政	所	
盆	14		16
正月	6		4
節	5		4
年	4		7
法	3		3
隆忙の暮	2		—
恩い伝	3		—
祭	—		5
見祝の	—		2
舞い日	—		2
舞い日	—		2
舞い日	—		1
舞い日	—		3
舞い日	—		—
舞い日	2		—

(註) 雲耕について関報告143頁

ている。交際は、正月、年末などの節々に交わされており、往来は密接である(表 I-27)。カナ親カナ子は、実の親子より心安く親密だというものも三名、親類になったのだから実の親類と違いはないというものも六名いて、逆に親子の擬制にすぎない、義理の関係で実の親子とは違うというものと略同数であるのも注目されるし、一〇名が親代りとしてのカナ親の役割にその存在理由をあげており、今後も一〇名が続けるとしている。しかし、カナ子で、政所に居住しているのは五名で、他村落が八名(一名は不明)と多く、政所内に居住しているカナ親は、五名であるのに対して他村落がこれまた一〇名と多い。合計すると政所内一〇名に対して他村落一八名となる。政所では、カナ親カナ子関係は、他人との関係が多いただけでなく、他村落のかなり多いことになり、雲耕とは逆である。つまり、カナ親カナ子関係は、親類同様、政所にとって遠心的に作用していることになる。その上、調査が生存中のカナ親カナ子に限られたこともあるが、カナ子を持っていない家が一〇軒、カナ親を一人も持たない家が八軒、双方とも持たない

子に貰ったケース、父親が五〇歳のとき生まれた子供の行く末を案じ、親代りにカナ親をとったケース、子供一人のためカナ親をとって「カナ兄弟」を増やそうとしたケース、また結婚のとき、カナ親がいなくて肩身が狭いからカナ親をとったケースもあって、親子取りには色々な理由がからんでいるのである。もっとも、一ケースではあるが、旦那家へ入りにしていた譜代のカナ子がいるのも、雲耕にも例がないだけに注目される。しかし、生活改善運動で出入りは現在途絶え

家が五軒あって、この関係からフリーな家が予想外に多い。要するに、政所は、共同体的な物質的基盤が弱いのに加えて、親類やカナ子関係が外部に多く、政所に遠心的、拡散的に作用している。また、そうした関係がないフリーな家も少なくない。その上、かつては、プレスティージや政治力でもって政所を一本化してきた旦那衆が、戦後、没落したこともあって、村が一挙に動り出しても、不思議ではない。少なくとも、それを阻む社会的条件は少なかったといっても不当ではない。

さて、新たなリーダー層は、中核農家でもあったことから、経営変革の立役者としても積極的に活躍したが、政所は、昭和二六年の人工受精所設置、昭和二七年有畜農家創設事業、二八年の甘藍栽培と共同出荷等の農政の流れにいち早く乗って成果をあげ、その後も五三年には、施設園芸に手を付け、最近では、昭和五二年園場整備事業を成功させ、水稻共同生産組織に全戸が加入している。とくに、昭和四九年農協の指定地域として広島市の近郊農村、佐東町とタイアップしてはじめたイチゴ苗木の育成は一〇戸が手がけ、政所の代名詞となるほど評判になっており、昭和五四年には一、一二九万円の販売額をあげ、五五年は冷夏だったが、それでも八一万円をあげている。具体的数字をあげると、政所では、昭和五五年現在、専業農家が七戸（三三・三パーセント）あり、しかも第一種兼業農家七戸のうち四名は世帯主が農業専従である。兼業率が八七・七パーセントに達している雄鹿原のなかでは、専業農家、第一種兼業農家の比率はともにトップである（表一―28）。雄鹿原の中心街に近いにもかかわらずである。農業への取り組みが積極的であるといえ、換えてもよい。

経営も多角化しており、イチゴ苗木育成は一三戸が手がけ、一五五アールをそれに宛て、ハウスも四戸がもち、その面積は一アール未満が二戸、一〇〇三〇アール二戸で、比較的大規模で、トマト、キャベツ、ホーレン草を栽培して

表 I—28 専業兼業別農家数（昭和55年）

	総農家数	専業	第1種兼業	第2種兼業
政 所	21	7	7	7
雲 耕	25	1	5	19
雄 鹿 原	155	19	39	97

註）1980年農林業センサス

表 I—29 施設園芸農家数

	農家数	面積	1アール未満	1～5アール	5～10アール	10～20アール	20～30アール
政 所	4	36	2			1	1
雲 耕	17	72	5	6	3	3	
雄 鹿 原	44	72	9	12	11	10	2

註）1980年農林業センサス

表 I—30 乳用牛飼養農家と頭数

	農家数	頭数	5～6頭	7～9頭	20～29頭
政 所	3	84		1戸（9頭）	2戸（55頭）
雲 耕	3	20	1戸（6頭）	2（14頭）	—
雄 鹿 原	15	182	3（12頭）	4（30頭）	3（78頭）

註）1980年農林センサス

雄鹿原にはほかに1～2頭が2戸3頭、3～4頭が2戸8頭、5～6頭が3戸14頭、10～14頭が1戸13頭がある。5頭以上の乳用牛の数は2才以上である。

いる（表 I—29）。酪農もすべてが成功したとはいえないが、昭和四一年前後の八戸が淘汰を繰返して、現在では三戸で八四頭を飼養しており、頭数では雄鹿原でもトップクラスである。また、肉用牛四四頭を三戸が飼養し、子取り用牝牛七頭を一戸、さらに肥育牛三六頭を二戸が飼っており、いずれも一戸平均の飼養頭数は、雄鹿原でも最多である。そればかりでなく、肉用牛飼養以外では、飼養頭数ナンバー・ワンは、いずれも政所である。少なくとも八戸は単一部門経営農家である。農産物販売額七〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満の農家も三戸ある（表 I—30）。規模が大きく、それでいてスペシャライズした新しい近代的農業に政所は脱皮しつつある訳である。省力化も一つの必然であり、圃場整備や水稻

表 1—31 農産物販売規模別農家数

	農家数	販売なし 未	10万 円未満	10万 円10～ 50万円	50万～ 100万円	100万～ 150万円	150万～ 200万円	200万～ 300万円	300万円 500万円	500万～ 700万円	700万～ 1,000万円	1,000万～
政 所	21	3	1	3	5	—	3	1	1	1	3	—
雲 型	25	1	1	1	4	4	9	2	2	2	—	—
雄 鹿 原	154	10	7	23	45	26	18	8	9	5	3	1

(註) 1980年農林業センサス

作生産共同組織への加入はその具体化であり、そのことによって、ユイ、手間替えにかわる雇傭労働の再編成を進めている。もちろん、影の部分もある。むしろ、その方が大きいといってもよい。農業専従者がいない農家が七戸あり、高齢者農家も三戸ある。農産物販売金一〇〇万円未満も一二戸と六割に近い五七・一パーセントにも達している。雲耕は三割少々である。つまり政所の両極分解は顕著である。こうした農家をどのようにして包み込み、前進させるか、いわゆる共存が可能であるかは、問題である。また、その解決は決して容易でないこともたしかである。しかし、善し悪しは別として、少なくとも現時点では水稻作共同利用組織がこの層の必要性に答え、またそのことによって、農地借受けによる上層農家の経営拡大が進んでいる。はじめに、政所は大きく動いているといったのは、この意味においてである。

一方、雲耕は、報徳社の共済機能をフルに回転させることによって、村の一体化、等質化を促し、歴史に対処してきた。

報徳社の成立とその発展についてはすでに述べたが、戦後の活躍もまた多面的であった(過疎地域における山村

の統一と再編成」広島修大論集二二一、一九八一年、一二一一—一五九頁、以下関報告とする。

関報告によると、報徳社は、年間二〇人程度に個人貸付をして共済的機能を果たすとともに椎茸栽培施設（昭和三七年）、ビニールハウス設置（同三八年）等の生産部門をはじめとして町内放送用インターホン設置（同二九年）、氏子集団、消防団、婦人会、敬老会等の各種団体へも補助金を交付し、それによって団体活動を活性化し、コーディネートしている。

また、共有財産の管理主体として、現在六〇町歩はあるといわれる社有林の植林を推進し、昭和二四年から三か年かけて二五町歩の植林を施行して完成させ、混乱の時期に早くも将来の足固めをしている。同二五年報徳社は、公民館に名称変えをしたが、その二年後に増築し、それを契機に報徳社常会を村常会と一本化して毎月一五日に開き、さらに四五年増改築したのを機会に「御法事」とお茶講を公民館で催すように改めている。公民館は各種団体や村人の社会的交流の中心地、今様のいわゆるコミュニティ・センターとして機能している。いま一つ注目されるのは、かつての宗教法話といった教化活動はなくなったが、戦死者の追弔法会を毎年秋に全戸参加で行ない、また、社員に不幸があった際には代表が弔問して香典を供え、経済活動に宗教活動をコンビネートさせていることである。一村一門徒の村だけにこのワンセット活動のもつ意義は大きい。多面的な機能を遂行するだけその存在意義は高まり、メンバーの帰属感もそれだけ強くなる。その意味において、報徳社の雲耕における存在意義は大きい。

それと並行して、雲耕には宗教講として「御法事」とお茶講があり、前者は、年三回、春には永代経、秋は戦死者追弔法会、そして冬には法恩講を各戸一名の参加でもって公民館で行なっている。村人のいう「同行をする」である。お茶講は、毎月一度、各戸から一名が参加して公民館で開かれ、仏を拝んだ後会食している。当番は前者が一

表 I—32 地域別関係内容別社会関係

		親族 関係	近隣 関係	本家 分家 関係	カナ親 カナ子 関係	その他	不明	合 計
農 機 具 の 共 有 関 係	組 内	38(5)	3		11(5)		5	57(10)(71.2)
	集 落 内	14(2)			2(2)		3	19(4)(23.8)
	隣接集落	7						3 (3.7)
	町 内							— (—)
	町 外	1						1 (1.3)
	計	56(7) (70.0)	3 (3.7)	— (—)	13(7) (16.3)	— (—)	8 (10.0)	8014(100.0) (100.0)
お す そ わ け	組 内	39(9)	18	1	12	4	1	75(9)(68.2)
	集 落 内	25(3)	1	1	4	1		32(3)(29.1)
	隣接集落	1	1					2 (1.8)
	町 内	1						1 (0.9)
	計	66(12) (60.0)	20 (18.2)	2 (1.8)	16 (14.5)	5 (4.5)	1 (0.9)	110(12)(100.0) (99.9)
品 物 の 貸 借	組 内	20	10		4	2		36 (90.0)
	集 落 内	2	1					3 (7.5)
	隣接集落		1					1 (2.5)
	町 内							— (—)
	計	22 (55.0)	12 (30.0)	— (—)	4 (10.0)	2 (5.0)	— (—)	40 (100.0) (100.0)
大 切 な 事 柄 の 相 談	組 内	14(3)	2		5	2		23(3)(43.4)
	集 落 内	12(3)		1	4			18(3)(33.9)
	隣接集落	5			1	1	1	8 (15.1)
	町 内	3				1		4 (7.5)
	計	35(6) (66.0)	2 (3.8)	1 (1.9)	10 (18.9)	4 (7.5)	1 (1.9)	53(6)(99.9) (100.0)

註) 括弧内実数は、親類であり、同時にカナ親カナ子であることを示す。
(関報告, 132頁)

人、後者が二人で、費用は当番持ちである。宗教が村人をつつにする優れた機縁となっている訳である。氏神も同様で、村人は村行事のうち最も重要なものとして氏神祭典をあげる程である。氏神とは雲耕開拓の祖岡田家が鍵取り役であった古い由縁があり、夏祭りと秋祭りには、各戸から米二合を持寄り、神社の掃除を済ませた後各戸男女二名が参加して餅搗きをする。それに、祭典当日は旧一八か村の氏子が参集し、御神幸はそれぞれの存在意義を誇示する機会でもあった。村をあげての参加である上に自らの存在を示すチャンスでもあったのである。

ところで、共有林野を基礎に報徳社を中心として、氏神、檀徒、講集団等が累積する雲耕は、親類関係、カナ親カナ子関係が堆積する一種の親族共同体でもあった。とくに、この点では政所とは好対照的であったといえる。閲報告によると、表1-32のごとく、部落内親類との往来がどの局面でも最も多く、大事な相談や農機具の共有になると親類に次いでカナ親カナ子関係が多い。それとは対照的に少ないのが本家分家関係である。一五戸、五グループが少くとも本家分家関係にあると考えられるが、二戸から成る三グループでは系譜関係の認知はすでに失われており、いま一つの二戸のグループでは義理の兄弟関係が優先している。七戸が形成しているグループも、本家と第二分家の間に系譜関係が認められるだけで他はばらばらである。もちろん、集団としての同族呼称もなければ、コーポレーティブな機能もない。同族の存在意義は小さいといつても不当ではない。

ところが、交際関係がある親族は、その七一・四パーセントが部落内（うち三割は組内）居住で、圧倒的に多く、それも父方（九七名）が母方（二三名）、妻方（三〇名）を大きく上回っている。しかも、雲耕に居住しているだけに六親等以下の遠縁（父方二〇名、母方二名）を含め、生活万般にわたって往来している。しかも、雲耕では、政所と違い、カナ親カナ子関係が親類同志の間で結ばれるのが一般で、四一名のカナ親カナ子関係のうち七〇パーセント

近い二八名がそうである。もつとも親類とはいっても四親等以下の遠縁とも結ばれており、その意味では薄れた親類関係をカナ親カナ子関係で以て更新、補強しているともいえる。他人との間に結ばれるのが拡大といえるならこれを強化と呼んでもよい。しかも、雲耕では、特定のカナ親に集中することは少なく、家相互の関係もフラットである。一人で六人の子をもつケースも一件あり、二人でそれぞれ三人の子をもつ親もあるが、どちらかといえば例外的である。それに、この三ケースとも経済的には同格の家相互の関係である。またかつての旦那家にはカナ子がなく、ナンバー・ツの中河内にカナ子がいないのも、その端的な例証である。その意味では、政治的経済的色彩は弱い。可愛いから、子がいらないからといって子を貰いにくるケースが少なくなかったのもこれと関係している。ただ、現在でも、盆、正月などの節目には必ず往来しており、交際は厚く、しかも生涯にわたる永い交際である(表Ⅰ-26参照)。今後も続けるという者が二〇名いるのもその証である。しかも、この関係が、雲耕内部のものと結ばれているのが三二名で、外部のもの五人を大きく抜いている。実に六・四倍である。生態学的な孤立性があるにしても雲耕の自律性、自足性が大いに作用していることはもちろんである。それと同時にカナ親カナ子関係が、親類関係とともに村人をつつにする求心的役割を果たしていると捉えることも可能である。

このように雲耕は、厚い親類関係が網の目のように張りめぐらされた一種の親族共同体であり、檀徒、氏子集団といったいくつもの集団が重なり合う累積共同体であった。それに、共有山林を基盤に共同体を繰返し、再編強化してきた歴史的伝統もあり、それらが、資本主義の嵐を和らげ、過疎化を阻む防壁として作用して来たことは否定できない事実である。しかし、その反面、新しい変革の意欲や行動をチェックしなかったとはいいい難い側面もある。農業経営改善への動きが一步立遅れ、ネガティブであるのも決してこれと無縁ではあるまい。

芸北一山村の家族と親族

表 I—33 年齢別世帯員数 (男子) (1980)

地区	年齢	総数	0～19	20～39	40～54	55～59	60以上
政 所		44	12	9	10	2	11
雲 耕		54	11	11	17	2	13
雄鹿原		293	60	66	79	23	65

註) 1980年農林業センサス

雲耕は、昭和五五年現在、一戸以外はすべて兼業化し、それも二種兼業（一九戸、七六パーセント）が圧倒的に多い。しかも、恒常的勤務が少なく、日雇い（一六戸）が多く、不安定である（表 I—28 参照）。もちろん、上記した村農政に沿い、かつての経験を生かした畜産部門へポジティブに進出したし、昭和五〇年前後から田植え機（一五台、ほかに共同購入四台）、コンバイン（八台、共同購入五台）、バインダー（一九台、共同購入九台）、トラクター（一九台、共同購入二台）といった大型機械が導入されており、従来のユイや手間替えにとっかわりつつある。しかも、政所では例外であった共同購入があることは注目されてよい。経営規模がそれ程多くない雲耕では、共同化は、一つの有力な合理性追求の在り方であるからである。最近の野菜栽培の共同化もこの線に沿うものであった。また、経営もたしかに多角化しはじめているが、それでも稲作を中心に、その販売額をトップとする農家が一一戸と多い。野菜の露地栽培農家も一七戸を数えている。もっとも、昭和三八年ビニールハウス設置補助を報徳社から受けて早くから施設園芸を手がけ、現在一七戸農家がハウスを設備して、トマトを中心に栽培し、数の上で他を大きくリードしている（表 I—29 参照）。ただ、一戸当りの平均施設面積は小さい。酪農についても同様である。三戸が二〇頭を飼養している程度で、多くて七頭どまりである。肉用牛も四戸が手がけているが、それも合わせて一二頭で、政所の三戸、四四頭に比べると、零細である。それでも、三戸は施設園芸を第一位の販売部門とし、酪農をトップの販売部門とする農家も三戸あって、専門化への動きも出はじめている。それに、雲耕は政所に比べると、飯米農家的な、また、男子専従者、被助者のいない農家が少なく、概して

等質的である。それに、四〇代から五〇代前半の男子の世代は、比率の上では、政所はもちろん雄鹿原でもトップで、総世帯員の三一・五パーセントを占めている（表一―33）。しかも、関報告によると、最近では、この若手層が、従来のリーダーに代ってイニシアティブを取りはじめ、主な役職に就き、常会での発言権を強めてきている。昨年（一九八〇年）、「御法事」の年三回を二回に削減し、お茶講を一年間休講にしたのは、その発議によるといわれている（同上、一五七―一五八頁）。こうした若手リーダーが、等質のなかでの異質化、いわゆる「連続と変化」をどう進め、新しい時代にどのように対応していくかに雲耕の将来がある。雲耕はいまその岐路に立っているといっても過言ではあるまい。

以上が、雄鹿原と嘉作が生き、そして生涯を閉じた雲耕、政所の歴史と現況である。次にそれを背景に嘉作の生涯を雲耕時代、政所時代に分けて分析することにした。

二、山廻嘉作の生涯

1 雲耕時代

明治一八年五月八日――嘉作は、雲耕豊田家の父惣太郎、母シモの次男、三男三女の五番目の子に生まれた。親子連れが傍示峠で凍死したのもこの年であり、雲耕にとっては政所、宮地との永年の山論に対して大審院の判決が下った忘れることのできない年でもあった。一方、その前年には、雄鹿原小学校校舎が完成しており、厳しいなかにも新しい胎動のある時代であった。

芸北一山村の家族と親族

生家は、茅原の屋号でな生まれ、すでに延宝七年（一六七九年）に「加屋原 次郎兵衛 一、高五石三斗六升六合、一、家老軒、此人数五人内男三人、女二人、牛一頭、馬一頭」の高持百姓としての歴史を持ち、文政二年祖父は庄屋役につき、寛政九年（一七九七）から二一一年間社倉十人組頭役（庄屋に次ぐ格式）を務めた由緒ある家柄であった。嘉作の幼年期は、明治二年の地租納付額についてみると、雄鹿原村で五六位（納付者総数一九〇戸）、雲耕では上から九番目に位置していた。雄鹿原村でもナンバー・ワンを競う深井隆三郎、麦生岩次郎の旦那層や後年嘉作が婿養子入りする山廻幸一家（三位）やパトロンとして嘉作を支えてくれた麦尾増太郎（六位）に次ぐ、第二クラスに入っており、役職も、父惣太郎が、明治二年から一二年近く部落レベルの惣代人に就き、長男惣吉がその跡を継いでいる。裕福とはいえないまでも、中の上層の暮らしであったといえる。

嘉作は、どちらかといえば祖父治介の薰陶を受け、その傍らで丸腕のなかの糖に平仮名を書いては消して覚えたといい、生涯にわたる好学の素地が培われたと述懐している。キャリアは、明治二六年四月雄鹿原尋常小学校入学、同三五年三月山県北部高等学校卒業、卒後師範学校二度受験、身体検査不合格、郵便局雇夫見習を経て、明治三七年四月広島県実業学校派遣生として山口県立農業学校獣医科入学、同四〇年三月卒業、四月広島県勸業課農務係畜牛結核病検査員を拝命、在ること一年半、明治四一年一月陸軍一等志願兵として野砲兵第五連隊三中隊入隊、翌年三月予備役見習獣医官として除隊し、長兄に迎えられて帰村した。二四歳のときである。その間一〇年、人一倍強い好學心と恵まれない身体とのアンバランスが嘉作の生涯につきまとい悩ますことになるが、その最初の兆しが、はからずも師範学校身体検査不合格に表面化し、嘉作の方向を転じさせたのである。

また、この好學心が、嘉作に一方では合理性、計画性を育て、他方では郷里への歴史的関心をはぐくむことにもな

表Ⅱ—1 師範学校受験の際の明細表

計 算 明 細 表						
入			部			
Kin	300.0Sen	母, 家庭ヨリ資出	36. 2.28	〃 2.0 〃	浅野侯御泉水見物ノ際ぞおり代	36. 3. 7
〃	10.0 〃	叔母ヨリ 5・Sツツ貰	同 日	〃 1.0 〃	いがくこうしゅう所規則書料	同 日
	+20.0 〃			〃 3.0 〃	森生のものいり	同 日
計	310.0 〃	10ノ処へ, 20森生君ヨリ取シテ由リ	36. 7. 7	〃 20.0 〃	中学国語読本巻	同 日
	330.0 〃	之ヲ加フ		〃 2.5 〃	状袋十枚代	同 日
出			部			
	Kin 330.0 Sen	ノ u t i ヨリ		〃 1.5 〃	ふく袋十枚代	同 日
Kin	25.0Sen	加計町ニテ宿泊料	36. 2.28	〃 3.0 〃	薬紙二帖代	同 日
〃	3.0 〃	くるみ渡し貸二人分	36. 3. 1	〃 4.0 〃	P J 君へ進呈但シ物品	同 日
〃	1.5 〃	広島ニテ湯銭	同 日	〃 9.0 〃	カツドウシャシン	同 日
〃	1.0 〃	塵紙一帖代	同 日	〃 35.0 〃	帽一個代	36. 3. 8
〃	1.5 〃	自宅へ発送端書代	36. 3. 3	〃 3.6 〃	わらち二足	同 日
〃	36.0 〃	実印代20, 検印代10, 印肉 6	36. 3. 4	〃 20.0 〃	小部内おわはま宿料	同 日
〃	7.0 〃	木筆 1, 此手帖 6	同 日	〃 3.5 〃	加計町御茶代及わらち代	36. 3. 9
〃	20.0 〃	財布代	36. 3. 5	〃 1.5 〃	若杉わらち代	同 日
〃	4.0 〃	下駄ノ緒代	同 日	〃 6.5 〃	Kusi 代	同 日
〃	5.0 〃	千金丹一包	36. 3. 6	〃 100.0 〃	麦生様へ御礼	36. 3. 8
〃	10.0 〃	胃散代	同 日	計 329.5 Sen		
				残 0.5 〃	上記ノ通りニ認ム	

る。山口農業学校在学中、度々各地へ見学旅行にでかけているが、そのため旅行の心得一二条を詳細にメモし、旅行に先立って事前調査を行い、見学中にも必ず日記をつけ、しかも、その費用をいちいち書き留めている。表Ⅱ-1は、広島師範学校受験の際の整理簿である。農業学校在学中も会計簿を記録していたことはいうまでもない。それあるが故に、後年、雄鹿原村収入役、雲耕報徳社社長の重責をよく果たすことができたのである。一方、嘉作は、明治三八年、夏季休暇で帰省した際、「九月一日、日中古書調べ」と日記にあり、その成果の一端として、「延宝七年牛ノ六月、山県郡雲耕村差出し帳」がノートに墨筆で筆写され、茅原の持高、家族員数がメモされている。先の「旅行の心得」の第一条も、歴史に詳しく通じていないとかりに限りない感興を覚えた史蹟があっても、学問に疎いままだといくら草鞋をはきかえてみても、そこそこに通るようになる。残念なことではないかという趣旨であった。また、大正七年二月、村誌編集を思い立って亀山八幡宮の縁起を調べ、芸藩通志をひもどいている。老後最大の生甲斐として村誌編纂に没頭し、一、〇六四頁にも及ぶ大著『雄鹿原村史』を完成することができたのも、早くからの歴史的探究心に基づくものといえよう。身体検査不合格による師範学校失敗が、嘉作の人生を方向転換させたことはたしかである。しかし、好學心そのものは、一本の赤い糸として嘉作の生涯を貫き、病魔との戦いを勇気づけることとなるのである。それに、嘉作は、山口農業学校二学年在学中、三年生の同級生殴打事件に対し、登校拒否の手段に訴えて敢然と抗議し、学校側に責任者処分を求め、それを実現した正義派であり、日記の余白を和歌や俳句で埋める歌心の持主でもあつて、芸山を自称したのもこの頃であつた。

いうまでもなく、この期は、戦争体制下であり、雄鹿原でも、明治三十七年二月一〇日、村民大会が開かれ、村長、妙蓮寺・安養寺両住職が時局講話をした。雄鹿原からも三四名が出征して三名の戦病死者を出し、四一年二月には

「従軍記念碑」を村民総出夫で建立している。題字は、「報国忠誠碑」であった。嘉作のかかわる旦那衆も名を連ねているが、嘉作もその渦中の人であり、講和について、友人宛次のようにしたためている。

「今回の講和条件に就ては国民一般の公憤來し東京市などは国民大會の停止せらるゝや熟誠の志士は遂に警官及憲兵との衝突を來し派出所警察署の破壊等の大混乱を生ぜし由幸に吾縣下及本縣下にはかゝる舉動も無之は果して諸新聞の傳ふるが如くなればかゝる屈辱は講和條件は出征將士の熱血にて成りたる戰勝の効果を没却したるものと存じ候この上一層の大打撃を加へ横着なる露西亞坊の頭腦に大貧を生ぜしめざれば到抵彼の野心を冷却せしむること難と愚考仕候……」。

なお、忠誠碑は、昭和二〇年土中に埋没され、同三一年、再び地上によみがえることになったが、嘉作もまた、村史に「この戦役は、我國の数十倍もある領土と世界一を以て誇る陸軍國を相手としたので一般國民の意氣は非常なもので開闢以來未曾有の大戦役であつた。動員下令の多くは夕方若くは夜間に行われ特に國民兵の如きは齡既に初老に近く、一家支持の重責を荷う身でありながら聊も後顧逡巡したものは一人もいなかった」と書き留めている（「村史」四七六頁）。歴史の評価やイデオロギー批判は免れないが、ともかく、嘉作にとっては、消し去ることができない内なる歴史の大きな一駒であつた。しかし、戦争が嘉作の人生に残した爪跡は余りに多く、先の友人はもちろんとして甥の三人を失い、養女は、広島で被爆したのである。

ところで、嘉作を迎えた雄鹿原の自然と大地はいぜん厳しく、劣弱な生態学的条件は、容易に克服すべくもなかった。ほかならぬ嘉作の日記にそれを拾うと、明治三七年五月一日、「朝霜降り」、同二四日「朝非常ニ冷ク霜ヲミタルモノアリ」、一〇月五日「午前一時過キ非常ニ冷シ四時頃ヨリ烟ヲ立テル」、同二八日「非常ニ寒シ 雪モ少々」とあり、降雪が早く、五月にも霜が下りることを端的に伝えている。大正三年にも、「五月四日朝霜アリ、苗代ニ薄氷

芸北一山村の家族と親族

張ル」と伝え、霜番をたてなければならぬ必然性を裏書きしている。また、明治四三年には、「一月一七日、昨夜ノ降雪二尺余。歩行人絶無」、「一月三〇日、今晚モ泊ル（役場宿直）雪ハ用捨（容赦）ナク隙間ヨリ忍ビ入り面上ニ落ツ 炬達ハ賊風ノ為冷却セラレ睡ルニ眠ラレス 殆ド野営ニ等シ」とあり、積雪、寒気の厳しさを書き留めている。もつとも「音もなくちらちらと降る六つの花 野も山もたた真白に包みて水晶の花咲ける木々の梢 銀の臺見るからに目も醒むるばかりなるを いつの間にか拭いたらむやうに空晴れ渡り さなからに白衣偉大なる高僧の如く見ゆるも神々しや」（大正三年二月八日）といった文学的表現もあるが、その前日には、「寒風隙ヲクグッテ背後ヲ衝ク背中カラ後口頭ノ寒イコト／＼ 初雪や俄かに困ふ家まわり」としたためている。

生活の厳しさも一入で、明治三八年友人に宛てた手紙に「本年は余り雨天打続き且つ土用中稍冷氣有之候ため作物一般時遅れと相成 昨年は小生出発の際やき米有之候に本年はまた中々出来そうにも無之候……又本年は氣候不順のためか 各地に赤痢流行いたし 殊に都谷村の如きは既に七月上旬より最も猖獗を極め 噂によれば其の費用最早や百六円余も村税の負担と相成候由 幸に郷里及其近村には未だ発生いたさず候 又流行性感冒も間々有之殊に二才乃至三才の小児を犯し雲耕に於ても之が為死亡せしもの小生滞在中○○○○○○○○等の子女にて候 其他各家の小児も大抵之れに罹り咳嗽最も烈しく困難の状を呈し居り申候……」と伝えている。

大正三年にも「一二月一日 今年モ九州へ出稼ギニ行ク人アリ 僕ノ知ツタノハ 当字○○○○○一人 ○○○○○ノカ、ア 麦生ニ居タ○○○○等」、「米ガ安イノデ金ノ廻リガ悪ク報徳社ナドノ貸金殆ンド払ヘナイヨード」と記されている。大正四年度における山県郡の米の反当収量は、県下最低の一石四斗七升六合であり、雄鹿原は一石二斗二升であった（雄鹿原村史編纂委員会「雄鹿原村史」昭和五十三年刊 七一一頁）。

多少時期はずれるが、大正三、四年雄鹿原村における一〇歳未満の死亡が二六名、二七名を数え、大正八年度の死産率（出生一〇〇に対する比）は、二二・二二で郡下最大であり、次に多い中野村の一七・三一をかなり上まわっている。人口一〇〇に対する出生率もわずか一・五で中野の二・一を下まわり、これまた郡下最低である。この期間（大正三年―同八年）、雄鹿原では、死亡が出生を上まわり、単純再生産も覚束かない有様であった。死は、宿命とはいえ、それにかかわる人々に重くのしかかり、家族の運命を大きく左右する。死亡率の高さは、そうした家族が多いことに他ならない。嘉作の生涯はもとより雄鹿原の村人にとってもそうであった。悲しい死のモチーフに敵しい自然と人の和、それに木魚と読経の聲がこだまし、響き合っているのが雄鹿原、少くとも戦前の雄鹿原であった。

文政二年（一八三九年）における「百姓困窮村」についての表現は「からふみのはばきを拵へそれを背負うて御領内芸州は勿論石州辺を駈巡り纔かの利を得て渡世の助に仕候」であったが、それを農閑期における九州への出稼ぎにかえるとそのまま大正期の雄鹿原に妥当する。そういつても的はずれではない。もっとも、明治三六年に植林がはじまり、三七年には稲の正条苗植が普及し、牛馬も四一年には四一九頭を数え、島根種馬所支所も設置されるに至っている。しかし、家畜衛生知識が乏しく、腺疫が流行して病馬が続出しており、家畜衛生の普及と牛馬改良のため、専門獣医を緊急に必要としていた。

嘉作の帰郷を機会に村内開業を促がす声がとみに高くなったのも当然であった。村長をはじめとする有志、有力者は、県費派遣生の義務年限未了にもかかわらず、県当局に働きかけて許可をえ、嘉作もついに願意して、明治四二年三月八日開業することとなった。その際、収入役として村政に参与する資格も与えられ、一四日に催された歓迎祝宴には多数が参集し、盛会であったといわれる。麦尾増太郎が資金援助を惜しまなかったのも、嘉作に寄せられる期待

がいかに大きかったかを物語っている。明治三七年遊学に際して、ノートの扉に墨書した「故郷には錦を飾れ」の志が早くも実現された訳である。

こうして、嘉作は、獣医手当として月給六円と、収入役としての役場出勤に応じて日割手当を受け、牛馬の検診、往診に多忙な生活を送ることになった。因みに、役場出勤日数は、九月に一二日、一〇月は一、二日、十一月、一四日で、一日二五銭、その責任に対して月一円が支給された。結局、月平均一〇円程度を支給されたことになる。県庁時代の月俸一五円に比べると勞多い仕事であり、後述するごとく必ずしも榮ではなかった。また、パーソナルにも波乱に富んだ人生であった。明治四三年七月一七日、麦生逸次郎を仲人に明元寺福間ミサワと結婚、大正三年四月ミサワの広島産婆養成所入所、同一三年一月、四月にミサワと父の死去、同一五年一月嘉作の山継家への婿養子入り、同一五年カナ親深井徳太郎と母の死去と、一五年余の期間にしては幸せと悲しみがめまぐるましく変転した慌ただしい期間であった。結婚に際して、「夫は当に五事を以て其婦を養と安んぜしむべし 五事とは正しき心もて之を敬ひ 其意を恨まず 他情あらず 時に衣食を与へ 時に宝飾を与ふるを云ふ」と自戒し、広島への妻への手紙に「今年はいつもあり早くから削蹄に取りかかりたるにもかかわらず……八幡の方が皆が皆まで済まぬかも知れぬ、やはり大明神がましきぬと仕事が出来ぬとみえる。本年のところはこれで勘忍して呉れ玉（給）へ、明年は屹度精を出すからね、しかし飯米だけはあるから安心しておくれ……」と忙しい実情を知らせ、「本年も余す処僅か二十日となった。徒らに年をのみ重ねて何等なすことなく田舎の埋れ木と朽ち果てぬるが残念だ……しかし、明年からは大いに奮励努力して老後の計画を立てようと思っている。御身も其のつもりで勉めて貰いたい」といい、またミサワも「今日主人より手紙が来て嬉しかった。文の大変やさしいのでほんとに嬉しい」としたため、少なくとも大正四年四月から七月末ま

の間、一〇日に一度手紙を出している。それほど親密であった。

ミサワは、二歳で父、四歳で母を失い、生家で尋常小学校を終えた後、明治三五年、数え年九歳の時三次の浄念寺に行き、継父母の膝下で高等小学校を明治四一年卒業した。その翌年、再度八幡へ帰り伯母の家で家事見習いをしていた矢先、嘉作の友人で深井徳太郎の弟である麦生逸次郎の世話で、一七歳の時、嘉作と結婚した。どちらかといえば、ミサワは、結婚までは幸薄い、生い立であつた。しかし、嘉作のいう老後どころか、与えられた齢はわずか八年しかなかったのである。病臥の間、嘉作にできたことは、一周忌に書かれた『ミサワの生涯』によると、大正一二年一月三〇日以後一月二四日の死亡まで傍を離れず、つききりで看病したこととミサワが平素世の無常を感じて御信心を戴きたいと口癖のように言っていた信仰の問題に答えてやることであつた。安養寺、浄念寺の父、明元寺の兄を招いて教えを乞わせ、また、嘉作自身も折々心づきを話し、ミサワの問いに答えてやつた。死の数日前、ミサワは、「もう今は何時死んでも何処へ行くかと少しも心配はありません。ただできることなら今一度全快してみたい」といい、「二四日午前六時少し前、かすかに称名を唱えながら、何の苦悶もなく末期の水を快く吸い、安らかに息を引取つた」という。行年三一である。嘉作はその死顔をみて、ミサワの死は、死ではなくして不思議な国に向かつて出発した一つの生だと信じたとしている。最愛の人の死を迎えた、門徒の在り方を存分に伺うことができるが、それにも増して「いま一度全快してみたい」というミサワの望みをかなえてやれなかつた「力の不足、運命の拙さ」を嘆く嘉作の声は沈痛である。この期の日記の余白を埋めた歌々には、巧拙を超えて四十路に入つた嘉作の恸哭が歌い込まれている。大正一四年一月二四日の『ミサワの生涯』また然りである。「妻を失つたことのない人がみると、女々しく、馬鹿くしく思えるかも知れない。笑いたければ思う存分笑つて下さい」と結びながらも、嘉作はミサワと

の来し方を回顧し、したためざるをえなかったのである。しかも、「独りとなりし豊田嘉作書」とし、葬儀の翌日、吹雪の中の骨拾いで、「火氣を帯びた骨の故で人の肌を思わせるほど温かみがあった。骨壺が次第に冷えて行く淋しさを感じながら、しっかりと抱えて帰った」旨を末尾に近い文章にしたためている。

有りがたや忌日忌日に近くなる

妻は浄土に我を待つらむ

この日、嘉作は、安養寺で一周忌の読経をしてもらい、お布施、御鉢料一元五拾銭を納め、浄念寺へ永代経代五円を送っている。

ところで、寺との姻戚関係は、かつては、深井家や政所家、そして麦生家といった旦那層や後年嘉作が養子入りした親方層の山廻家に限られていた。嘉作のミサワとの結婚は、短い期間ではあったが、それなりにプレステイジを高め、また、それだけ嘉作への期待が大きかったとも想像できる。しかも、後年カナ親になる深井徳太郎は、村長、助役、農会長を歴任した経歴の持ち主であり、雄鹿原でトップに並ぶ麦生家とは同家から深井へ養子入りの次男で、岩次郎とは親子の間柄であった。それに、同じ旦那衆で、後年村長にもなった淀江は、深井の第一分家であり、大正五年以降二二年間、村長をつとめた政所熊一とは同じ部落で、寄合先関係にあった。したがって、嘉作は、麦生岩次郎、深井徳太郎との関係を通して雄鹿原のキー・インフルーエンシャルズと緊密に結び付くことができた。なお大正一五年、婿養子入りした山廻家もまた政所はもちろん雄鹿原における親方衆であり、政所時代における新しいカナ親カナ子関係の形成も、再婚によって築かれることにもなる。それはしばらく置くとして、嘉作は、大正三年に村政に肩書きをもつものの集まりである積徳会のメンバーに入り、公私共に、このネットワークを通して、また、それ

をバックに活躍することになるのである。

公的活動では、年三回に分けて行われる牛馬の削蹄と検診、深井徳太郎が推進役となつて手がけた広山牧場の設置（大正三年）や部落有林野の統一、大佐電気株式会社の設立（大正二年）、第一回耕地整理事業、それに嘉作が中心となつた雲耕積善報徳社の設立等をあげることができる。

嘉作が最初に着手したのは、畜産改良と家畜衛生思想の普及であつた。従来、雄鹿原地方には、旧来の慣行として馬の所有者で組織する血取講があり、嘉作の調査によると、雄鹿原に一七、八幡に一八七、都合二〇四の講があつた。必ずしも部落単位ではなく、例えば、雲耕、中祖に三組織、空城にも二組織あつた。因みに、血取講は、年三回、すなわち、春三、四月（初講）、夏七、八月（土用講）、秋十一月（止め講）に獣医が訪ね、一定の場所（血庭）で馬のたて髪に刈立て、横臥保定（血縄一わらなわで四足を縛る）の上蹄を削り、つぎに烙鉄でもって上顎、四肢の夜目、尾端を焼き、針で唇の内側、四肢蹄冠部を刺烙して、その礼として年末に針先米（二升五合）の支払いを受けるやり方であつた。刈立て、蹄削はよいとしても乱刺は迷信であり、危険でもあつたが、それを改めることは嘉作の精力的な活動にもかかわらず容易ではなかつた。例えば、明治四十二年四月二六日、早朝七時から仕事をはじめ、二九頭を削蹄した際、「最初、従来乱刺ノ要ナキヲ説キタリ、一同得心セルノ模様ナリ」としており、それなりの理解がえられたことが分かる。しかし九月一〇日午前松原梅木谷上迫で八頭を二時間がかりで削蹄した際には「四足ニ針ヲ要求」され、「本回限リニ決定ス」として条件つきで乱刺している。それに、四月二八日「下組当番、暫ク休息ス女子二人男子一人アリ 男子ハ三才位土間ニ跳足ニテ歩行放尿シテ指ニテ之レヲカキマゼテ悦ブ 老婆之レヲ傍觀シテ敢テ意ニ介セズ」、「……風俗 優柔不潔ヲ敢テ意トセズ、台所ヨリ座敷玄関ニ至ル迄諸道具引連ネ踏ムベキ余地ナ

表Ⅱ-2 年次別患畜表

年次	病類				腺疫	氣腫疽	消化器病	呼吸器病	腰痠
	治	年	年	年					
明治42年	65	3	36	22	2				
大正7年	—	8	31	23	1				
昭和3年	—	—	25	7	—				
昭和12年	—	—	16	10	—				

(註) 腰痠とは後体麻痺、起立不能となるもので血取場にて倒馬のため罹病したのである。

「村史」290頁

ク障子ハ恰モ沃丁幾ヲ以テ染メルガ如ク、所ニ偉大ナル通風孔ヲ貫ク、爐ニハ長キ太き丸太ヲ焼キ其ノ光ヲ以テ暗ヲ照ス」といった記録がある。貧困にさいなまれた状況下では、たしかに衛生知識の普及は容易ではなかった。しかし、患畜に接する毎に病性と科学的療法を説示し、一般家畜衛生知識普及に尽力した結果、腺疫も数年後には終息し、表Ⅱ-2のごとく成果をあげるに至ったのである。

広山牧場の設置は、畜牛馬改良と並行して進められた個人経営事業である。かつては春五月から六月にかけて、馬を自由放牧し、山添いの耕地や道路に面する田を木柵で囲って牛馬の食害を防ぐのが一般であり、一定の放牧場はなかった。しかし、植林の進展とともに放牧制限が表面化したことや産馬改良の必要から、大正二年、島根県波佐村の地主三浦から草生地二〇〇町歩を二〇年間契約で借地し、あわせて隣接、程原芋原の共有地を併用する承認を得て総面積四〇〇町歩を使用することに成功し、広山牧場と名付け、深井他一名が出資し、嘉作は、技術員として実地経営に当ることになった。当初は、雄鹿原村を中心に近接村の牛馬を預託して放牧料を徴集して成果をあげ、同四年には、生産育成を主目的とすることになったが、地理的に遠く、交通不便であったことや、各町村でも独自に放牧場を設置しはじめたことから行き詰まり、山県郡畜産組合へ経営権が移管されることになった。それでも大正四年、日記によると、多いときには馬六三頭、牛五〇頭が放牧されていた。必ずしも成功とはいえないけれども、「村の畜産、殊に産馬に於ては些かの頓座も来さず、却て後年に至り……優良産馬を出す礎石となった」（「村史」二七四頁）とする嘉作の自己

評価にも耳を傾ける必要がある。

さて、嘉作が、畜産改良同様自らのイニシアティブによって精力を傾けたのが郷里雲耕のための積善報徳社の設立である。明治三三年、同三六年共有林の立林売却金を二度各戸へ配分した後同四四年に、売却金はむしろ雲耕の発展のため有効適切に活用すべきだという声が高まったのを受けて、翌四五年一月一〇日、嘉作は、麦生逸次郎とともに、隣村八幡村樽床報徳社を視察した後、一七日午前九時雲耕惣寄りを行ない、出席者一九名全員の賛同を得て、午後定款草案を逐一説明した。その後二月五日までに、妻の協力をえて、定款二部を作成し、「二宮先生ノ遺法を遵奉シ勤儉推譲ノ美風ヲ奨励シ報徳ノ事業ヲ行ワンガ為」の結社理由を掲げて、社団法人設立許可申請書を内務省に進達した。一年後の大正二年二月五日設立許可書が到着したのを受けて、弟九平の養家で創立準備に向けて協議を行ない、一二日、本家の茅原で定式総会を開いて、役員選挙、その他の重要事項を議決し、続いて二六日登記を済ませ、こうして社団法人雲耕積善報徳社が成立した。雄鹿原村第一号の法人組織であり、積善の二字は、報徳訓の一句「我身富貴在父母積善」から採られ、積善報徳社と名付けられた。運営資金は、報徳金と呼ばれ、土台金（社員の寄付、貸付上より入る剰余金、新入社員の応分の寄付金）と社員共済のため、最低毎月金五銭、一ヶ年六〇銭を出金し、一切返却しない善種金（社員余業積金と社員節儉余金）との二つから成っている。とくに、社員の遵守義務として、次の五項が五二条に織り込まれているのが注目される（「村史」七二―七三頁）。

第五十二条 社員ハ左ノ各号ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス

- 一、報徳ノ道義ヲ確守シ若シ社員ノ中ニ心得違ヒモノアルトキハ直チニ忠告シテ改心セシムルコト
- 一、敬神奉仏ノ念ヲ養フコト

芸北一山村の家族と親族

一、当社ノ集会ハ勿論一切ノ集会等ニハ時限ヲ正確ニ守ルベキコト

一、凡テ時弊ヲ矯正シ風俗ヲ改良スルコト

一、教育及ヒ産業ノ改良発達ヲ圖ルコト

村落共同体の近代的社団法人への粧いがえといつてもいい過ぎではない。また、嘉作自身の生き方の反映ともとられないことはない。もちろん、雲耕にはすでに近世に社倉があったし、明治期にも存続していたという歴史的経緯がある。また明治二〇年、村民規約が設けられ、三三年、新たに備荒貯蓄、災害救助の方法が追加された経緯もある。しかし、いずれも各村落に共通したことであって改めていうことはない。強いてあげると、安永九年（一七八〇年）に設置された雲耕の社倉制度は、近傍のそれが明治期に入るとほとんど廃止されたにもかかわらず存続しつづけていたこと、各戸の経済力が比較的均等であつたことと、村内婚が多いこと、嘉作の存在が大きかつたことを指摘することができる。報徳社は、その後、部落有林野統一に際して、四七町歩の地上権を附与されたこともあって、経済的基礎を固め、大正一〇年九月には、報徳会館が完成して、文字通りコミュニティセンターとして雲耕の統合的役割を果たし、報徳社は雲耕の中核的制度体、いや報徳社即雲耕として今日に至っている。

嘉作は、創立後も大正三年から昭和三年二月まで、一四年二か月の長きにわたり社長として社の運営に当り、總會を主催した。また、總會には、来賓として村長、助役、校長等を招聘して講話を開き、報徳精神の涵養に努力している。大正三年、第一回總會の模様を示すと次の通りである。

午前九時ヨリ坂根ニ於テ報徳社總會ヲ開ク。郡役所ヨリハ橋坂書記、役場ヨリハ村長、深井農会長來臨セラル。社員ノ集合完シ殊ニ追矢最モヨシ、七十才以上ノ老人トシテハ中瀬、堀田、かじや母、下手、茅原、市原、鏐津母、宮崎、麦生、室屋等、青年婦人二十名

位

橋坂書記ハ聖賢ノ教ヲ聞キブリ及報徳ノ四要中推譲ニ就テ、村長ハ社ノ隆盛ハ各社員ノ胸中ニアリ。農会長ハ当古来ノ美風及將來ノ希望ニ就テ、麦生逸次郎將米ヲ看破スベシ各講演アリ。

散會後小宴ヲ催ス。

この日は一月一四日、桜島大爆発の日であるが、雲耕では村ぐるみの会合がもたれた訳である。

また、大正六年度では、「午前一〇時、開會、業務報告、現量鏡購入、監事選挙等、午後引続き開會賞与式ヲ行フ中江イリノへ表彰金ヲ贈リ監事豊田惣吉へ慰勞金、老人一五人へ慰藉金を贈呈ス」とあり、「本村の弱点」、「陰徳アレバ陽報アリ」の題で議長、校長が講話し、その他、各自が独自の手芸をして、二月の常会で共同販売し、売上金を加入金にすること、瓜類、蘭草害虫駆除等が申し合わされている。この期における報徳社の主要な活動を要約すると、(1)金銭の貸借、(2)談話会・講演会等の開催と教化活動、(3)農事研究・品評会の開催、(4)慰安会の開催、(5)恤兵、(6)慶弔活動、(7)植林事業の推進、(8)日用品の共同購入、(9)道普請の勞賃補助、(10)農機具の購入と寄付、(11)施設費の補助、(12)祭典費の補助、(13)共有財産の管理である。金銭貸借については、大正六年(一九一七年)を例にすると、田地買入代(四人)、機械買入代(二人)、病氣治療代(八人)、田地開墾費(二人)、奨學資本(二人)、家政整理代金(二〇人)、堆肥舎建設費(一人)、農牛馬買入金(一人)となり日常生活に密着した用途に貸付けられている(関報告、一五一—一五三頁)。正しく報徳社の趣旨に沿った活動が、社を中心に雲耕をあげて展開されているということができる。しかも、嘉作は雲耕を離れるに際して分家のとき分与された畑一畝六歩、宅地三八坪、畑一畝一六歩を報徳社に寄付したが、その後も報徳社との接触をキープし、老後は、むしろその恩恵を受けることが大であった。嘉作

表Ⅱ-3 年次別社会参加

	安養寺	妙蓮寺	その他 の寺院	戸主会	婦人会	神子 惣社会	氏会 軍人 青年 会	農 業 関 係 団 体	その他
明治43年	10	7			1	3	4	1	26
44年	5	4	3	1		4	6	1	23
45年	23	7				5	5	4	44
大正2年									
3年	7	5	2		1	1	3		19
4年	3		1			1	2	2	9
12年	2	4			4	14	3	7	34
13年	6	3			6	6	2	3	26
14年	5	2	2		4	15	4	7	39
15年	2	5	3		1	6	3	7	27

も報徳社とその歩みの一つにして来たのである。

嘉作は、その他にも、大正二年には、帝国在郷軍人会雄鹿原村分会長に選ばれ、文字通り会を指導しただけでなく、青年団とリンクさせて活躍の舞台を拡げた。集団参加も明治期はトップである。しかし、大正末期には氏子惣代会への出席が最も多い(表Ⅱ-3)。嘉作はもともと敬神の念が厚く、神社へよく参拝してきたが、大正九年氏子惣代会に選ばれてからは、積極的にリーダーシップをとり、一二年には、念願の亀山神社改築に着手し、同九月二八日に遷宮式を行っている。国家神道の流れに沿ったにすぎないともとればとれるが、戦後も些かも衰えていないことから推して、内発的側面もあったことは否定できない。そのほか、農業関係団体への参加が大正末期に増えている。ことに、品評会、供進会はひとり村レベルだけでなく、雲耕でも主催しており、嘉作の独断場であった。また、婦人会、戸主会での活躍も活発であった。この場合も、嘉作は単なるオーガナイザーだけではなく、カルチュラルリーダーとして指導性を発揮したのである。

さて、以上が、公的分野における嘉作の主な活動状況であるが、ある意味においてそれを支えたバックで、社会的資産ともいえるパーソナルな私

的生活面について、次に検討することにした。深井徳太郎と結び付きが強いことについては、既述のとおりであるが、当初は、必ずしもそうではなかった。日記は、明治三十六年が最初で、二月が欠けているが、それによると、嘉作の訪問先は、一九歳であるにもかかわらず、寺が最も多い。安養寺が八回とトップで、ほかに政所の妙蓮寺へ年始に行き、波佐村の永福寺に二日ばかりで詣っている。なかでも、安養寺に四月三〇日から三日連続して詣っており、いずれも農作業を済ませた午後や晩であるが、「参者座ニ余ル」（一日）、「参者殊ニ多シ」（二日）とある。流石に安芸門徒の村だと思わせるものがある。その上、組内の交代制で営まれるお茶講（二回）や報恩講（一回）、義姉（異父）の嫁ぎ先である平田屋の茶講にも出ており、伯父である中瀬の法事では帖場を務めている。自宅でも、一月二日に報恩講が催されている。日記は一日一行程度の簡単な記述であるが、そのなかにあって、平田屋について、「六月二五日、平田屋へ障子張り、茶講ニ行ク 今晩同家ニテオ茶講アリ 参詣人四二人」、また翌日にも、「尚泊リ客多シ」と記し、宗教講が盛大であり、それを機会とする出入りが多かったことが示されている。しかも、二年後の三八年、夏季休暇で帰省した際にも「八月一三日 今晩安養寺ニテ歓喜会ノ仏事アリ、晩ハ帰ル」をはじめに、四日続けて参詣している。寺との結び付きは、決して例外ではなかったのである。神仏への帰依はその後ますます強くなっており、生涯衰えることはなかった。雲耕時代についても表Ⅱ-3のとおり、安養寺、妙蓮寺への参詣が多く、明治四五年を例にとると、安養寺だけでも年二三回、東西両本願寺を異にする妙蓮寺へも七回詣っている。氏神についても、年三回を下ることがなく、大正一一年、氏子惣代に選ばれてからはますます増え、大正一二年では、氏子惣代会出席と神社参拝がそれぞれ七回にも及んでいる。寺参りの多い門徒の村ではあるが、神社祭典も少くはない。嘉作の場合も氏神崇拜は一入強かつた訳である。

ところで、明治三十六年のパーソナルな往来では、後年関係が密接になる深井家とは、カナ親で姉（異父）の嫁ぎ先の平田屋に次いで六回を数え少くはない。しかし、三回は杉苗購入の往来である。ここではむしろ、後年カナ親になる徳太郎の養父が鼓舞した造林思想が、翌三十七年の日露開戦記念林設置規定として結実するその一端がここに表現されているとみる方が妥当である。嘉作も、七月郵便局につとめに出るまでに七回も杉苗植えをしている。因みに、七回は田植えと同数で農作業のなかでは最も多い回数である。また、麦生へも二度訪問しており、いずれも泊っている。回数は少ないが、交際には厚みがあるといってもよい。それに、三月一日、師範学校受験に出た際、麦生岩次郎と同道しており、三日には「麦生旦那様ト商会ヘ牛ヲ見物ニ行」っている。また、前年師範学校受験の際も、その長男麦生富郎宅に世話になり、受験後の病氣治療もここから通院していた。嘉作の新しい世界への旅立ちには広島麦生宅が常に出発点であった。それだけではない。百姓がいる限り牛馬もいるから獣医になれと薦めたのもこの富郎であり、嘉作の人生の方向にも大きく影響した人でもあった。大正三年、嘉作が雲耕報徳社設立の際、積善の二字を入れたのも富郎の示唆によるものであった。因みに、富郎は深井徳太郎の長兄であった。

しかし、深井、麦生両旦那衆への出入りは、三六年七月、郵便局見習雇夫になってから漸次増え、冬季休暇で帰省した明治三八年の学生日記に「一月二日午后四時、深井宅ニ訪問ス、麦生逸次郎氏ト共ニ酒肴飯ヲ饗応 終リテ同氏ト同道帰途ニ就キ麦生氏宅ニ寄り寝ス」、また、「一月三日、麦尾増太郎氏宅ニ立寄り色々饗応ニ預リ遂ニ泊ル」、「一月四日、麦尾宅ニテ朝食蕎麦ノ御馳走ニテ満腔ヲカ、エ十一時頃帰ル」と述べている。帰校後、一月一八日を最初に四度、深井へ手紙をしたため、深井からは、五月一〇日為替が送付されている。夏季休暇にも、「八月一五日深井ニ行キ晚餐ヲ喫ス」、「八月二〇日 麦生、深井、役場等に遊ブ」とあり、この年嘉作は、六度深井に行き、二泊してい

る。この延八日は、平田屋と並ぶ最も多い出入りであった。また、三八年一二月二十四日、嘉作は、復員する深井徳太郎を広島で迎え、随行して帰省したが、徳太郎は左記のごとき村をあげての歓迎を受けている。

「……檜谷ニテ迎ヒノ勝矣永沼ノ阿氏ニ會ス土路ニテ山田孫太郎氏ニ會シコ、ニテ酒アリ小憩ノ後出立ス小雨アリ若杉ノ上ニテ乙吉氏ニ會フクバリ松辺ニテ雨トナル中原二軒屋ノ下ノ家テ麦生老主人ニ會ヒ又酒アリ深井新太郎氏并宇都宮氏其他数名夫ヨリ迎ヒノ人絶間ナク下ケ原村界ニ多数ノ人アリ互ニ萬歳ヲ叫ブコ、ニ酒アリ深井氏ノ挨拶アリ遂ニ日没ス夫ヨリ多数ノ人随行シテ深井ニ帰ル萬歳ノ声ノ内ニ安着ス又酒アリ麦生、政所老主人杉田、深井、乙田等ナリ遂ニ寝ス」

嘉作は、こうして帰省の第一夜を深井家で過ごし、翌朝自宅へ帰っている。帰省に際して、まず、深井、麦生家へ挨拶して、それから生家へ帰るのが例であった。深井家の勢威のほどが伺われるが、嘉作も豊田家の人であると同時に雲耕、雄鹿原村の人であった。そしてその頂点に深井をはじめとする旦那衆がいたのである。翌三九年正月も「一月一日 中食後支度ヲナシ室崎（深井家の屋号）ニ至リ年詞ヲ述べ賀状ヲ差シ遂ニ夕食ス 若旦那麦生ヨリ帰ラル後郵便物ヲ区分ス」、「二日 朝飯ヨリ若旦那ノ恩給請求書ヲ清書ス」、「三日 朝飯後深井ヲ辞シ政所ニ寄リ年詞ヲ述べ帰ル……麦生ニ至リ餅三ツ食シコタツニテ新聞ヲ見ル……晚ハW（酒）ヲ飲ミ雑談時ヲ移ス遂ニ泊ル」、「五日 帰校ノ途ニ就ク 広島ニテ用事

。深井若様ノ時計ヲ永立町麦生へ持行ク事

。播磨屋町後藤時計店テ修膳ノ事

。麦生ヨリ金五圓全家へ持行ク事」

と記されており、深井家とはすでに不可分離の関係にあった。この関係を決定的にし、固定化したのが、深井徳太郎

表Ⅱ-4 深井家との往来

年次	交際内容	祝儀	見舞	法事	葬儀	手伝い	招待	行ク	朝食	夕食	入浴	泊	その他	延日数
明治36年								6						6
38年								6				2		9
39年								2				2		4
43年						2	2	5	6	6		8		36
44年			1					10(1)	2	3		8		33
45年	2		1			4	(1)	12(2)	2	3		2		30
大正3年								8				1		9
4年	2	1	3					110(4)				3		23
12年								4(3)						4
13年						1			1	1		5		13
14年			1			2	1	3	1	2	2	6		23
15年	1	2	2		4									11

註) () は深井からの訪問

との新たなカナ親カナ子関係の設定である。

明治四三年七月七日、嘉作は、明元寺福岡ミサワとの結婚に際して新居に落ちつくまで、新世帯を手伝いがてら深井店で張ることになった。これによって、両者の間が一挙に緊密化し、年始、盆礼、法事、歳末はもちろんとして、なにかにつけて出入りすることになり、明治四三年には、年に延べ三六日を数えている。その内訳をみると八回泊り、入浴して夕食をした日が六日、朝食ないし昼食をとったのが六日、立寄った日が五日、招待されたのが二日、そして、障子張りに二日出ている(表Ⅱ-4)。

その後は、四四年三三日、四五年三〇日と多少訪問は減ってきている。事実、大正期に入ると、漸次減少過程を辿る。もともと、四四年は、泊った日数が八日、四五年は二日もあり、そのため延日数が多くなったことによる。しかし、訪問の機会そのものは減っていない。むしろ、四五年の方が郵便局の手伝いなどが増えて多様化している。それに、訪ねるだけでなく、夕食(三回)や朝食(二回)を戴いたり、そのまま泊り込んだり

しており、その意味では、かなり自由に深井に出入りしているといっても過言ではない。しかし、逆に徳太郎家から嘉作家へは、四三年は友人と一緒に接待した場合を除くと一度も訪問していない。四四年、四五年にはそれぞれ一度あるだけである。しかも四四年の一ケースは子息である。もっとも、同年には、嘉作が任官披露の宴に深井の両主人を招待したケースも一件ある。また、深井家から新年や祝言、法事に招待されており、その場合、妻が手伝いをするとはあっても、嘉作が一人前の待遇を受けていたことも事実である。法事は近親のものに限定される傾向が強いだけに近親並みの処遇を受けているととることができる。

日記の記載についても同様である。「大旦那様帰宅」、「若旦那さん御帰り」、「麦生旦那様」、「婦人には、「深井奥方」、「深井後室」、「麦生内室」、あるいは「お家さん御帰り」といった敬称が使われている。ときには、「深井伯父さん」といった表現もあるが、数は少なくしかも大正末期嘉作が徳太郎のカナ子になり、その徳太郎が死去する直前に限定されている。そこに上下の厳しさのなかに、擬制化された親子の情があるともいうことができるかと思われる。

ところで、大正初期の日記は、空白部分が多く、分析にたえにくい憾みがあるが、大正四、五年のミサワ日記は、前者が前の六か月と六月一日から七月二六日までの四二日間、後者があとの六か月がブランクであるものの記載が比較的正確である。表Ⅱ-5がそれである。いま、それによると、深井家への出入りが、妻の実家訪問について一四日と多い。もっとも、そのうち九回は、葬儀、法事であり、二回が嘉礼と歳末である。葬儀については、一〇月一日、夫婦とも広山牧場で働いていたところへ老主人死亡の知らせが入り、早速帰村して嘉作は悔みに行き、そのまま徹夜して遺骸の帰りを待ち、ミサワは、その夜本家に泊り、翌一九日朝悔みに出て、色縫い直しその他を手伝い、二三日まで、火葬、骨拾い、夜とぎ、葬儀、墓積み、七日の仏事一切を、二人して勤めあげ、二四日昼食後に自宅へ戻

雲北一山村の家族と親族

表Ⅱ—5 妻の交際

時期	訪問先	深井	麦生	渡江	政所	下手	竹下	坂根	上河下	本家	平田屋	加計	沖中	市原	中間	山根	梶屋
大正4年	14(1)	2(1)							(1)	10(2)	3(2)	1(2)			(2)	1(2)	(1)
大正5年	14(1)	5(5)	3(2)	(1)	2(1)	3(4)	1(1)	2	17(13)	10(2)	10(2)	2(4)	7(1)	4(3)	6(3)	10(7)	(1)
時期	訪問先	下河下	新井屋	今田屋	柳田	中江	芦田	明元寺	今屋	児玉	山田	吉川	安養寺	妙蓮寺	その他	計	
大正4年	1		(7)	(2)		1	4	18(4)	3(1)	(2)	(3)				(4)	57(37)	
大正5年		(1)	(1)					17(1)	5(2)	(3)		(3)	7	4	6(3)	126(67)	

註 () は来

っている。嘉作は七泊八日、ミサワは六泊七日、深井にいたことになる。法事については、「一二日、一三日朝ヨリ支度シテ深井へ行き法事手伝ヲスル」、「一二月四日、午前一二時の案内ナリシモ午后トナル 仏事ノ後膳ガ出デタ、夕刻ニ客帰ラル」、「一二月五日、朝ヨリ後仕舞家具ヲ仕舞フ」とあり、鉢米二升と香料一〇銭が上げられている。かなりの奉仕といつてよいし、人手がなによりも必要なときに貴重である。嘉作の場合、一二月四日は「午後室崎へ法事参詣」とのみあり、フォーマルな形での法事出席であることを示唆している。盆礼は八月一七日に「深井、麦生へ盆礼ニ行ク、中食ト茶ヲヨバレテ髪ヲ結ヒ夕方帰ル」とあり、ソーメン三百五十匁が中元である。本家両親への手拭一本(一〇銭)に比べると多い。ほかに歳末と年末に向向いており、嘉作の日記ではミサワは一月六日に年始に行っている。

ところが五年度は、妻の実家、本家に続く第三の訪問先になっており、延日数は、四年同様一四日である。しかしその内容は大部違っている。深井の客招きに料理方として呼び出され、二泊三日手伝っている。また、盆礼にソーメ

ンを贈っている。しかし他方では、かつて新世帯を張った深井店へは気軽に手伝いがてら三度訪ねて一泊し、お土産、お見舞いを送ったりしており、また、妙蓮寺の参詣歸りに一寸立ち寄って御馳走になったり、立ち寄ったまではよいが気を許してつい時間を過ごしたりしている。ミサワの深井出入りには、インフォーマルな交際を覗かせている。深井の内室と後年嘉作の妻になる山廻チサオと三人で別府に旅行したのもこの年であった。だが、両年度を合わせて、本家からは、招かれて来たのが一度あるに過ぎない。

嘉作の場合、大正三年（四か月の空白がある）は八度出向しているが、それも一泊したに過ぎない。広山牧場の経営で深井と密接な関係ができた四年（一か月分の空白）にしても、延二三日で、うち七泊八日が葬儀、二日が婚礼と新婦顔見せ、一日が年始招待、一日が法事出席で、儀礼的な訪問が多く、かつてのような出入りが少ない。それ以後は、日記が断続的で、大正一〇年、一一年は、それぞれ各一度訪ねたことしかわからない。また、一二年は、一〇月以降、ミサワが大病したこともあって、四回訪ねたに止まっている。しかし、ミサワの病氣見舞いに深井家が三度訪ねていることは、注目する必要がある。近親以外には例がないからである。それに、この年は、見舞い以外にも一度深井から嘉作家へ出向いている。

しかも、大正一三年以降は、一三年一三日、一四年二三日、一五年一日と、一三年、一五年は本家には及ばないものの出入りが増えている。回帰現象ともいえるが、嘉作の逆境に答えるためのリバイバルだというのが正しい。一三年の場合、夕食（一回）や中食（一回）によばれ、招待（一回）された上に五泊しており、一四年は一月から嘉作が深井家に入ったにもかかわらず、それが一層拡大されている。食事（三回）や供物のお下りを貰い、なにとはなしにでかけて（三回）骨休めして入浴（二回）したり、法事や餅つき（各一回）に出かけ、度々寝泊り（六回）して

いる。また、飲酒に招かれてもいる。深井家が嘉作のために開かれているかのである。深井徳太郎が、嘉作のカナ親平田喜代次に曲げて頼み込み、嘉作をカナ子に貰い受けたのはこの期であり、当時カナ親を替えることは例がなく、破天荒なことであつたといわれる。徳太郎が非をおしてまであえて嘉作をカナ子にと頼み込んだところに、エフエクティブなものを感じとることができる。また、徳太郎には子供がなかったこともあるいはこのことと結び付いていたともとれる。あるいは養子のよき相手にといい配慮も働いていたかとも思われるが、嘉作との年齢差は一一歳で、養子の将来を託しなければならぬほど老いてはいなかった。いずれにしても、これまでの二人の密接な関係を親子関係に擬制化し、より確かなものにしたのがカナ親カナ子関係であり、擬制化することによって、一層不可分離のものとなつたといふことができる。そして、また嘉作の寂寥を慰め、不便を和らげる手立てとして、この関係がフルに活かされていると把えることも可能である。嘉作が下宿―自宅への転居生活にピリオドを打ち、十一月一日、深井家の厄介になつたのも、このルールに沿つた一つの必然であつた。そればかりではない。嘉作は、翌一五年二月一日、深井徳太郎の媒酌で山廻チサオと再婚し、深井家で挙式した。嘉作は、最初の新世帯を深井店で張り、ミサワの没後、再び深井の厄介になり、しかも深井の媒酌で、それも深井家で式典を挙げた訳である。それに、チサオは徳太郎のカナ子であり、他のものは旦那と呼ぶのに対しておじさんと呼び、自由に出入りできる関係であつた。山廻家は、当時母娘の二人であり、家運が傾きかけていた。また、徳太郎は亡くなつた父親に替つて、パトロンとしてカナ子であるチサオの将来を慮ばからねばならなかつた。政所では、今でも「親代わり」がカナ親をとる最大の理由、カナ親の大きな義務としてトップにランクされている。この親代わりの役目が徳太郎に課されていたのである。嘉作をカナ子にしたとき果して二人を一緒にしようという深慮があつたかは知る由もないが、ともかく、この二つをかなえてく

表Ⅱ—6 葬儀・見舞・香料額

大 正 14 年 度				大 正 15 年 度			
氏 名	名 義	金 額	錢	氏 名	名 義	金 額	錢
淀江後室 葬 儀	香 典 2 升	78		深井葬儀	御 布 施 料	420	
	見 舞 (淀 江)	50			香 料	50	
	香 料 (2 家へ)	20		麦生葬儀	香 料	50	
室崎初月 法 事	菓子代 (深井へ)	42		上 河 下	見 舞 ・ 香 料	110	
	香 料	50		金 倉	香 料	10	
市原葬儀	見 (ソーマン300匁) 舞	45		清 新	香 料	45	
	香 典 2 升 代	82		吉 田 屋	香 料	50	
	焼 香	1		香 川	香 料	50	
中 磯 良 三 葬 儀	香 典 ・ 見 舞	238		淀 江	御 仏 前	50	
加 計 綾 太 葬 儀	香 典 ・ 見 舞	265		政 所	御 仏 前	30	
深野葬儀	香 料	30					

れる人物として嘉作が浮かび上り、再婚話が持ち上った訳である。だが、当事者二人に再婚話が持ちかけられたのは、嘉作は結婚式の二日前、チサオは当日の朝であった。山廻家は親方格の家で由緒があり、一方、嘉作は収入役という責任ある地位にあることから秘密裏に事が運ばれ、一挙に決断を迫られた訳である。こうして、カナ親を仲人にカナ子二人が結ばれることになったのである。分ち難く、離れ難いカナ親カナ子関係のきずなをそこにみても不当ではあるまい。

だが、再婚七か月後、カナ親が死去する不幸があつて、パーソナルな関係に一応ピリオドが打たれることになった。しかし、嘉作は、一〇月一八日、四九日法事に先立って四七日法事を妙蓮寺で深井後室、本家兄を招待してしめやかに営んでいる。嘉作は、戦後、自分のカナ子を失った際にも自宅で四九日法事を営んでおり、カナ親カナ子には、そうした弔いの義務があり、カナ親カナ子関係は、生死を超えた紐帯で結合していることを自ら体現している。事実、その後も、この関係は継続していくことになる。なお、カナ親の葬儀に関する記述は、妻ミサワ同様、日記には記録

されていないが、香料（五〇銭）のほかに四円二〇銭が見舞い、布施料として、書き留められている。大正五年、深井先代の場合は鉢米二升と香料一〇銭であった。また、一四、一五年における伯父やイトコの葬儀への見舞い、香料が、最も多いものでも二円六五銭である。それらと比べて、かなり高額であり、そこにカナ親カナ子関係の重さを読み取ることができる（表Ⅱ―6）。また、大正一四年、深井家の第一分家淀江の後室が死去した際にも、香典七八銭をその兄である深井に包み、ほかに、淀江へ見舞五〇銭、両家へ香料二〇銭を贈っている。カナ親カナ子関係が、カナ親の兄弟姉妹へと横に拡がっていることが明らかである。カナ親死後の法事主催と合わせると、カナ親カナ子関係には、連続と拡大があることになる。なお、このことについては、後述することにした。

一方、麦生家とは、明治四三年、四四年ともに六回出向いており、四五年には、年始、盆礼、歳末はもちろん、ほかに七回出向き、三度食事をしている。深井家ほどではないが、比較的良好な出入りしており、交際も深い。大正期に入っても、大正三年に七度行っており、同じ雲耕内であることもプラスして、四年には一五回も出向いている。ことに四年三月の岩次郎葬儀には、二度の見舞いはもちろんとして、二五日には室内片付け、造花、帖場をし、翌日も早朝より夜二時まで造花、二七日、二八日も帖場の整理に当り、都合三泊五日務めている。その後、一二年、一三年は、麦生家からの招待（法事、泥落し、その他各一回）だけで、両年度あわせて三度の出入りに止まっているが、一四年にも、嘉作が一人身で、それを慰める意味もあるが、招待の出入りが六回に増え、年始、歳末が復活した。また、一五年にも、六回出向いているが、うち五回は葬儀であり、嘉作が政所に転居したことも加わり、これを機会に儀礼的な交際に収斂していくことになる。

なお、政所家とは、村長―助役関係で、数も少なくはじめてから儀礼的であったが、大正一五年、嘉作が山廻家へ入

夫したのを機会に、麦生家とは逆に交際が増えていくことになる。この点は、深井家の第一分家である淀江家についても同様である。養家の山廻家が、旦那に次ぐ親方格の家格であったこと、それに嘉作が昭和二年助役に就任したことが、交際を一層深くさせることとなった。嘉作の親方としての政所時代は、この婿養子入りとともににはじまることになるのである。

さて、先に触れた通り、雲耕は村内婚が多く、茅原でも、嘉作の母は中澗竹五郎の次女であり、長兄は三〇年沖中政太郎の妹を娶り、末弟は加計紋太郎へ養子入りしている。しかも、沖中、加計の兩人へ姉二人が嫁しており、いま一人は、中澗ヘイトコ婚で入っている。つまり、嘉作以外は、すべて村内婚で、かつ濃い親類同志で結び合っている。それに嘉作のもう一人の姉（異父）は、平田屋へ嫁いでおり、その夫が嘉作のカナ親である。また、この姉のカナ親は、嘉作が獣医を開業するとき、資金援助をした上河下であり、嘉作のいとこがその妻である。しかし、平田屋には子供がなく、市原から養子入りしているが、この市原へ父の妹が入っており、嘉作にとっては叔母の家になる。また、嘉作はその子供の名付親になっている。市原は子宝に恵まれ、平田屋の他に、下手、鏗津へ養子に出ている。いずれもいとこの家ということになる。竹下も叔母の家であり、叔母の娘は、嘉作の母の名付け子で、その後カナ子となり、一八歳のとき、平田屋の仲人で、嘉作の弟といとこ添いしている。後年嘉作が独り身で病臥したとき、このいとこが、沖中姉と世話している。また、嘉作はこのいとこの子供の仲人役をつとめている。岡崎も叔母の家でいとこがここから坂根、暮床へ嫁いでいる。つまり、嘉作には判明した限りでは、六人の兄弟姉妹と叔母三人、いとこ五人、都合一四人が近い親類関係だということになる。当時の婚姻は、数え年一七、八歳で着のみ着のままで、仲人、カナ親、親に連れられて嫁ぎ、式では、大根おろしで夕飯をとり、酒の肴にイリコが出、さばの刺身が出たら上等だ

芸北一山村の家族と親族

ったといわれる。ほとんど親類でかつ、ユイ仲間であり、別に改めて取り上げることもなかったのである。カナ子カナ親関係にしても、茅原に限ると、兄のカナ子は、すべて娘で、姪が三人といところが二人、その他不明一人となり、逆にカナ親はいとこの夫、姉の夫となり、分かった限りでは親類同志で、お互いに子供が小さいときから貰い合ったとしており、嘉作の母のように名付親からそのままカナ親になる場合もあるという。なお、嘉作は五人の名付親になっているが、すべてが父方の甥である。

ところで明治三六年における嘉作の交際をまず生家におけるユイの交換から検討すると、五月からはじまる一連の田植作業は、沖中が茅原の荒地を手伝い、代打ちには沖中、平田屋、市原で組み、茅原の田植には、加計(九人日)、市原(四人日)、平田屋(六人日)、岡崎(三人日)、竹下(五人日)、いわゆる地組で七日間かけて、田植を済ませている。泥落し祝があったことはいうまでもない。当時一八歳の嘉作の出入先もほぼこの範囲内で、下手、岡崎、治療の世話になった医師、薬屋へ年始に、平田屋へは法事、お茶講、障子張りに行き、加計、中潤へは仏事、葬儀に出、その他深井、麦生以外では、鏝津(お茶講)、上河下(仏事)と梶屋へ遊びに行き泊っている。自宅でも二月八日に報恩講、お茶講が営まれている。生産と並んで仏事が人を寄せ、交際を温める大きな機会であったことが明らかである(表Ⅱ-7)。

明治三七年以降、四二年までは、嘉作の遊学や入営で史料に乏しく、冬季、夏季休暇中の断片的な記録しかないが、それによると、深井、麦生、政所の旦那衆のほかに、ユイ仲間の親族や近隣へポジティブに出入りしている。しかも泊り込みのケースが多く、その意味において、開かれた社会関係であった。明治三八年、嘉作は、障子張りが上手であったらしく、平田屋(三泊)、市原(一泊)、摩江(一泊)へ出かけ、加計(三泊)、市原(一泊)では、芋

表Ⅱ-7 交際相手と交際数

交際相手 年次	深井	麦生	政所	本家	沖中	平田屋	加計	仲澗	市原	竹下	上河下	下手	坂根	岡崎
明治36年	6	4			(1)	8		1			1			1
38年	8	9				8(1)	6	6(1)	5	(1)	3			
39年	8	1			1	1		2			1			
43年	36	6	(1)	3(2)	1	1(1)	1	2(1)		(1)	4			
44年	33(1)	6	(2)	13(10)	3(1)	2(4)	4(3)	1(1)	2(2)	1(1)	2(1)		(4)	(1)
45年	30(1)	10		34(5)	3(1)	7(1)	7(3)	3(2)	1(1)	2(5)		2	2(3)	
大正3年	9	7		16	2	6	11	(1)	5		5		1(1)	
4年	23(4)	15(4)	(2)	32(4)	5(1)	5(1)	8(2)	3(2)		2	1(1)		(1)	(1)
5年	5	1		9(3)	4(3)	3	4	1	7	1		1	(1)	
12年	4(4)	2		10	7(1)	(2)	(6)	1(5)		1(3)			(1)	(1)
13年	13	1		22(16)	3(2)	1(2)	3(1)	2(3)	1(1)	3(1)	2(1)	(1)	3	1
14年	23	6	4(3)	20(2)	1(1)	7(2)	7(1)	8	3	2(1)	3	1(1)		
15年	11	6	2	17(2)		1	3	1(1)		(1)	1			

交際相手 年次	鏑津	山根	下河下	梶屋	芦田	堀田	摩江	明元寺	今屋	今田屋	児玉	吉川
明治37年	1	1					2					
38年		(1)										
39年												
43年		(1)						7				1
44年		(2)			(1)	(1)		13(3)	1(1)		(8)	(1)
45年		1(3)				3		16(1)				
大正3年	1							3(2)	2(1)			
4年	1		1					17	1(1)		1	
5年		5(1)		(1)	1	1		4	3			
12年				(1)	(1)	1		120	1(12)			1(1)
13年				(1)	(1)	1	(1)	1(16)	2(6)			
14年			1		1	3		1		1(2)		
15年										4		

註) 年度によって日記に空白日にかかなりの違いがあるので、厳密な意味での比較は不可能であるが一応の傾向は何うことはできるのであえて表にしている。本表の数字はすべて嘉作の日記によっている。

剃ぎを手伝っている。その他に、年始、お茶講、葬儀でも出向いており、この年も、三七年同様、平田屋への出入りが延八日と最も多く、以下弟の養家の加計（六日）、伯父の中澗（六日）、市原（五日）、上河下（三日）と続いている。なお、茅原に招かれたものに平田屋、竹下、岡崎、肥負に來た加計、岡崎と、夕食後飲談に來た中澗があり、この場合もいずれも濃い親類であるが、中澗以外は三七年度のユイ仲間でもあった。また、中澗（二〇錢）、岡崎（五錢）、市原（四錢）は三九年一月、嘉作が帰校に際して餞別を贈っている。なお、年始については、三八年一四〇年の三年に関する限りでは、深井、麦生、政所のほかに、必ずしも一定しないが、親族と親しい組内に限られている。カナ親カナ子の上下関係とは別に、嘉作が、人は変わりはするが、生涯かけてかわり、協力、助け合う家々がここにすべて姿を現わしているのである。

結婚後の交際は、これを契機に本家と妻の親族が加わって形成されることになる。四三年は、七月の挙式であることもあって、まだ深井、麦生への出入りが多く、親族のなかでは、妻の実家へ嘉作が一度、ミサワが二度訪ねており、延七日と多く、その他では、年始、葬儀、仏事、見舞いを除くと、嘉作側の親族へは本家に三度訪ねた程度で、親族の方からも招待されたケース以外は、本家が二日、中澗伯父と平田屋（カナ親）が一度訪問したにとどまっている。もっとも、上河下へ結婚に三日、葬式に一日でかけたケースがある。ところが、四四年に入ると、本家への出入りが深井に次いで多く、妻の実家同様、延一三日出入りしている。しかも、田植や仏事の手伝い（六日）や見舞い（二日）、招待（一回）と多様である。逆に、本家からも七回（延一〇日）訪ねている。夫方の伯父、叔母の家へも行くようになってきている。しかし、妻の留守中や年始等で加計（二泊）、市原、沖中（各一泊）に泊つた場合を除くと、平田屋、沖中へ一、二度訪ねただけである。また、嘉作家へも本家を除くと、壁直しや家の石引きに三軒が

来てくれた以外は、すべて招待による。それも一度だけである。用件の有無にもよるが、まだ自由な出入りは少ないようである。ただ、屋根普請は、本職の二人は別として、本家兄（二〇人日）、沖中（六・五人日）、平田屋（三人日）の叔父、いとこの嫁ぎ先の坂根（六人日）や組内の隠居（五・五人日）、山根（一・五人日）が雇いとはいえず、手伝いになっている。

さらに、四五年に入ると、本家への出入りは、深井家を上まわるほど大きなウエイトを占めるに至っており、嘉作が二〇回、妻が一四回も赴いている。嘉作は、妻が里帰りした留守などに本家を七回訪ね、風呂を貰ったり、夕食したりしており、手伝いにも七日程出向き、肥料や稲の運搬に馬を借り、その返礼に出向いている。また、お茶講、報恩講、泥落し祝の節々にも呼ばれている。これに比べて、ミサワの場合、本家での機織りがトップで七日ある。ただ、ミサワにとって、この機織りは辛かったとみえ、「三月六日、朝飯ヨリ五時過迄昨日ノ通りトシノ手首痛ム」、「五月一五一一時頃迄腰痛ノ為寝ル 正午頃ヨリ本家へ機織リニ行ク 腰痛クシテツラシ」とあり、まだ、遠慮があったようである。夫方親族へも、平田屋、加計（各七日）をトップに訪問は次第に増えてきている。しかし、姉のいる加計や中潤、市原（伯叔父母）の法事へはもすべて嘉作が出向き、ミサワは、加計姉の見舞いや手伝いに三日、下手の屋根ふきに二日、都合九日出ている程度である。どちらかといえば、下働きの手伝いが多い。逆に、嘉作家へは、本家の父と兄が、草取りの手伝いに来ただけで、その他は、正月招待と妻の兄が来宅したときの招待、いわゆる改ったときだけに限られている。夫方親族も隣の竹下が気軽に出入りし、本家と同数の五日を数えているのが目立つものの、ほかは弟の加計、仲潤の甥が泊りがけで訪ねている位である。

一方、ミサワは、実家へ九回、延日数にして一日、田植手伝いや針物繕い等の名目で里帰りし、姉のところへも

芸北一山村の家族と親族

一度出かけ、姉の方からも一度、叔父、甥のごときは八度も来訪している。ところが、嘉作は二度しか行っていない。なお、大正三年は、ミサワが四月から広島の産婆養成所へ入所したことや日記が七月末から一二月はじめにかけてブランクであることから一応の傾向しか指摘できないが、やはり本家への出入りが延一六日と多く、深井、麦生家への出入りの二倍前後にもなっており、本家中心の交際にかわりつつある。また、妻方へは広島牧場が近いことから、妻の実家へ三度、妻方からも二度来宅しているが、独り身の気軽さと寂しさから、姉弟や叔母のところへの訪問も多く、弟のいる加計（一一回）を頭に、姉のいる平田屋（六回）、叔母の市原（五回）、姉の在所の沖中（二回）、いこの上河下（五回）と都合二九回も訪ねている。

大正四年、五年度も、ミサワ日記によると、次第に本家中心の交際になり、親族交際がよりオープンになってきている。四年度は、嘉作が働いている広島牧場が妻の実家に近く、なにかと便利であることから、実家との往来（延一八日）が本家（九回、一〇日）を凌ぎ、ミサワは、田植手伝いや針物縫い、薪貰い等に出かけ、姉の嫁き先にも三度ほど寄っている。もっとも、牧場への往来が多忙であつたにしては、本家へもよく出かけ、田植えや報恩講の手伝い（四日）に行き、着物も八枚仕立てしており、ほかに平田屋、加計、竹下、それに組内でよく出入りしている山根のを一枝ずつ縫っている。着物仕立ては、記載回数だけでも四一日、それに「三時過ぎ床ニ入ル」といった記載もあり、忙しかったことはもちろんであるが、それでもって親族つなぎをした面があることも否定できない。代金は上河下の三枚分を受け取っただけである。しかし、親族付き合いは、姉の平田屋へ三度行き、二度入浴し、向うからも二度来訪したのが目立つ程度で、あとは加計に一度行っただけである。向こうからこちらへも中瀬と加計弟が二日仕事に来たのに止まっている。本家も二度来訪したにすぎない。ミサワの兄（二泊二回）、姉（一回）、甥（延三日）、叔父（一

泊)の訪問と比べても少ない。

ところが、五年に入ると、交際もよりオープンとなり、厚さも増してきている。日記の記述が多少詳しくなっていることも一つの原因であるが、嘉作が収入役に再選されて牧場住込みを止め、時間的余裕ができたことやミサワの助産婦活動が本格化したこともその一因である。ところで、交際が最も増えたのは、本家との往一七回、来一八回で、深井家を凌いで妻の実家(二〇回、一七日)とほぼ相並ぶに至っている。ミサワも、本家への気兼ねがなくなり、招待(二回)のほかに、米の糠取り(五回)や入浴(四回)等で出入りし、食事も三度呼ばれ、立寄ったケースも三件ある。逆に本家からも、兄(三回)をはじめ、姉(六回)、父(二回)、母(三回)とだれかれの別なく嘉作宅を訪ね、姉のごときは、針物等で二泊している。母も孫と一緒に二泊している。家族全員が招かれたのもこの年がはじめてであった。往来のバランスがとれているのはそのためである。

ミサワは、夫方親族へも四六日にかけており、これも過去最多である。四年の比ではない。詳しくいうと、これまで往来が皆無に近かったところ(暮床)が難産で二〇泊(延一日)してつきっきりで助産したのをトップに平田屋(一〇回)、沖中(七回)、中洞(六回)、市原(四回)、竹下(三回)、加計、下手(各二回)、坂根(一回)となり、年始(三)、法事(一)、見舞い(六)、柱立(一)等の親族義理による付き合いも一回あるが、沖中は出産(三回)、平田屋、市原へは入浴(九回、二回)、そして中洞では病氣と葬儀が続いたこと(四回、嘉作二回)が出入りの増加した大きなファクターである。ミサワは、暮床の難産に一〇泊し、沖中の出産に二泊して助産しており、助産婦としての資格が役立っていることはもちろんであるが、日頃往来のないイトコの家に一〇泊するところに、親族協助のスピリットも働いている。入浴のめよいはその端的な表現である。いわゆるパターン化された協助を超えたスピリ

芸北一山村の家族と親族

ツトの入った協助であつたといえよう。五年は、親族の協助的役割がフルに発揮された時であり、それが四六日の出入りとして現われたといひ換えることができる。ただ、この年も夫方親族の来訪（一九回）は少なく、多い方でも加計、竹下の四回がトップで、あとは二回ないし一回で、結局往の三分の一にも及んでいない。妻方の場合は、来（九回）が往（五回）を上まわっているのと好対照的である。もともと新年や葬儀等の節目には、親族全員が集まっており、それに一か月に一度常会があつて、接触の機会が多い。用事でもない限り別段訪ねる必要はないのかも知れない。それでも竹下の場合をあげると、わずか一泊三日と少ないものの、明治三七年以降ずっとコンスタントに出入りしている。しかも、この来訪は、「二月八日、竹下種三郎来リ夕食ヲ共ニス」といった交際であり、一泊ではあるが、泊るところに気安い親しさがあるとみてよい。また、ミサワの訪問も三回で多くはない。だが、この場合も、「一月三日、竹下へ朝飯ヲ呼バル」、「二月二日、竹下へ行ツテ世間話シ 全家テ扱芋一キヒリ貰フ」親しい交際であつた。また四月三日、四〇錢を一時貸している。また、妻の実家からの来訪は、父母が亡くなつていないこともあるが一回で、ここでは姉、甥の来宅（五回）が目立っている。

その他で、とくに注目されるのは、組内で隣人でもある山根との往来（一〇回、七回）が本家と妻の実家に次いで多く、少なくとも出入りに関しては、第三の地位を占めるに至っている事実である。とくに来宅数は本家に次いで多い。ミワサは、入浴のために三度、名付け祝の招待（祝儀二〇錢）や見舞い（一回）で出向いているが、多いのは、別に改まった用事がない訪問（五回）である。例えば、「二月二日、山根ニ行キテ暫時遊ンデ帰ル、豆二升煮デモラフ」といった親しい往来である。逆に山根からもフォーマルな年始（一回）のほかは、「二月二十八日、山根母孫ヲ連レテ来ル」、「三月七日、午前山根カカサン来リテ四方山の話ヲシテ中食頃帰ル」といったインフォーマルな来訪（三

回)や餅や「扱芋ニキビリ」をプレゼントするための来訪(二回)であり、他に若夫婦が、「四月二七日、麻畑打ち撒キテ 夕方ハ薪積換エ」の手に来ている。

要するに本家や実家が交際の要になり、双方の出入りも均衡を保っている。ただ、妻の実家は、父母がすでに亡くなっていることや寺院の故もあってか来訪も少なく、実家は、どちらかといえばミサワが気を抜く里帰りのための存在である。その点、逆に、本家とは生活の密着度が高く、依存も大きい。しかも、後述するごとく永続的である。夫方親族とは交際も深くなりつつあり、妻はよく出かけるものの来訪は概して少なく、妻方のそれに比べると儀礼的でフォーマルな性格が強いとも感じとられる。だが、一見フォーマルにみえるものの協助的性格が底流にあり、しかも、村内であるだけに必要に応じていつでも浮上する関係にあるということもできる。五年の親族(分けても夫方)交際はその一典型であった。またそうしたなかで、組内関係が大きな座を交際ネットワークのなかに占めていることも明らかにされた訳である。

この事実が大きくクローズアップされたのが大正一二年九月末からのミサワの大病とその死去であった。四か月近い病臥であっただけに、本務があり、人手がない嘉作にとって大変であった。はじめおよそ一か月の間は、政所部落の老婆で間に合わせていたが、容態が悪化した一二月二〇日過ぎからは、それではすまなくなり、賄いは本家姉や平田の姉が取り仕切り、本家夫婦(五日)と娘(一日)、イトコの中澗(三日)、加計のお婆と弟の嫁(五日)、沖中の義兄(二日)とイトコ(一日)が徹夜で看病に当り、親族や医者を送迎、薬取り等を分担して看護体制を整えてくれたのである。竹下も母親が六日徹夜で看病している。その点、ミサワの親族は客人であった。また、雲耕婦人会も頼母子講を立て、八〇円を年末に嘉作に手渡ししているが、医療費八八円四〇銭の支払いに役立ったことは明らかであ

芸北一山村の家族と親族

る。後述することく、そのために財を傾けた叔父もある。物入りの多いときだけにかげがえのない有難い好意であった。しかし、折角の看病も甲斐なくミサワは一三年一月二十四日に亡くなり、その上、父が四月に死去する不幸が重なり、ついに、嘉作自身も病臥するに至った。その際も、イトコで弟の嫁の加計、沖中の姉がつききりで看病に当たっている。親族や組内の果たす協力的役割が、フルに発揮された訳である。そこに、カナ親関係とは大きな違いがあるといっても過言ではない。

さて、ミサワ没後、嘉作は、再び独身生活に戻ることになる。四十路に入ってからだけに寂しく、かつ厳しいものがあり、それだけ周辺の世話に成ることが多くなったが、その反面、嘉作自身は、すでに収入役としての確固たる地位を固めており、世役としての役割もまた大きくなっていた。本家への出入りが多くなるのは当然で、一三年は、ミサワの葬儀前後の記載がないにもかかわらず、それでも、往二二日、来一六日を数え、その後一四年（往二〇日、来二日）、一五年（往一七日、来二日）と減りはしているが、一三年、一五年では、カナ親家への出入りをオーバーし、一四年のそれもほぼ匹敵している。もっとも、一三年には、妻、父と姪、一五年には、母が死去したことから出入りが頻繁になっても不思議ではない。しかし、一四年の場合、お茶講、惣の報恩講、早稲取り祝、亡父一周忌、報徳社総会等に出る度毎に泊り、都合一〇回宿泊している。延二〇日になる訳である。この点では深井家（六泊）に比べても多い。親しいとはいっても兄とカナ親では違っていたことになる。嘉作は、独り身の辛さ、わびしさもあつてすめられるままに泊ったというのが実態であろう。

一方、嘉作もまた、本家の相談にのり、一三年には長男の長女の広島入院を世話し、出広の度毎に見舞い、また、徴用中の兄の娘婿を慰問し、後継ぎの子供の名付親にもなっている。ともかく、本家とは離れがたく結び付いてお

り、しかも、互酬的であった。その上この関係は、世代を超えて持続し、嘉作は、後年本家の孫達の世話になることとなるのである。親類へも、仲澗（八回）では、葬儀と婚礼が続ぎ、また、加計でも葬儀と法事が重なったことから出入りが多くなっている。しかも、中澗の場合、ミサワ大病のとき、嘉作とともに越年してくれた甥の広島入院には、多額の金を送り、かつ見舞っており、葬儀には深井、加計に次ぐ多額の香料、見舞いを贈っている（表Ⅱ―6参照）。その上、同家の負債整理に本家とともに当たっている。香料、見舞いは、加計の場合も同様である。さらに、沖中家の婚礼にも仲人役をつとめ、その後の出征には、出広の際、面会して接待している。もっとも、親類側からも、三軒が付け届けして嘉作を慰め、ことに平田屋には二泊し、訪ねては夕食しており、田畑の面倒も竹下との二人に任せている。嘉作はこのように、ミサワ没後、不便で寂しい生活のなかで世話になりつつも、親類ネットワークのなかでセントラル・フィギュアとして中心に位置し、世代交代期に有り勝ちな難局や不測の事態に苦しみ親類への協力を惜しまなかった。嘉作が雲耕を離れ、政所に転居したにもかかわらず、新しい世代との間に親類関係がたえず再生産されたのもここに胚胎していたということもできる。このように、嘉作は好意を寄せ、相談を求める親族との交流を温めながら、一四年一月、深井家の厄介になることになり、翌一五年二月三日、山廻家へ婿養子入りして、政所時代の新しい生活の幕明けを迎えることになるのである。

〔補記〕 本稿は、昭和五十六年度文部省科学研究費一般(C)継続による研究成果の一部である。